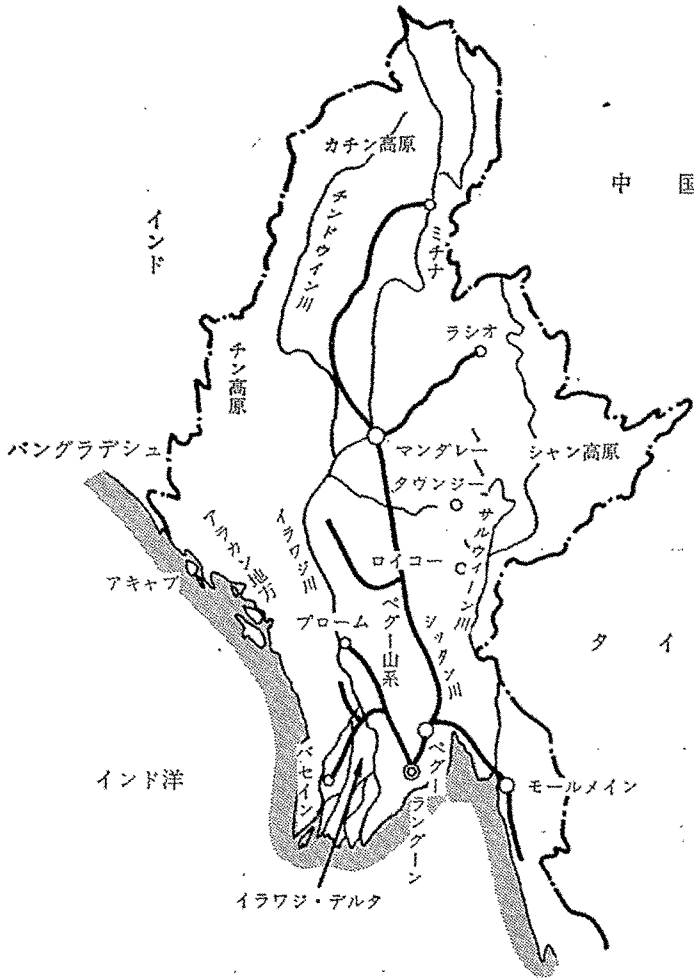


ビルマ



ビルマ連邦社会主義共和国

面積	68万km ²
人口	2888万人(1973年センサス)
首都	ラングーン
言語	ビルマ語(ほかにカレン語, シャン語など)
宗教	仏教(ほかに回教, ヒンドゥ教, キリスト教)
政体	共和制
元首	ネ・ウィン大統領
通貨	チャット(1米ドル=4.80チャット)
会計年度	10月~9月(1974年より4月~3月)
度量衡	ヤード・ポンド法(ほかにバスケット=4.6ポンド viss=3ポンド5.5オンス)

1973年のビルマ

—ビルマ社会主義の第2段階—

ビルマは1973年をつうじて、政治的には民政移管で終始した。1972年の閣僚の軍退役と憲法第1次草案の発表から始まったネ・ウィン軍事政権による民政移管の動きは、73年に入って具体化した。そして73年12月15日から始まった憲法制定国民投票で、90.19% (1974年1月4日の正式発表) の信認を得て、憲法 (第3次草案) が採択された。1962年のネ・ウィン革命以来12年振りに憲法が復活したわけである。

この憲法に基づいて74年には「人民議会」や各レベルの「人民評議会」選挙が行なわれ、ビルマはようやく軍政から民政へと脱皮することになる。

こうした国家の大変遷期にあって、内在する諸問題、殊に「深刻化する内戦」と「停滞する経済」は表向き一層潜在化したようだ。反乱軍問題は共産党主力軍のシャン高原東部での激戦が伝えられた以外大きな動きはなかったし、71~72年とエスカレートしてきたウ・ヌー派軍の動きはウ・ヌーのタイ国外追放も重なって、事実上壊滅的である。

一方、経済的には、停滞傾向に変化はなくむしろ72年の農業生産不振が一般経済に影響して大きく後退したが、輸入の削減、外国援助の増加などで切り抜けた。

ともあれ、ネ・ウィン政権は、12年目にしてその姿を大きく変えようとしており、それにつれて、国内の諸問題にも新たな兆候がみられる。

「これまでの10年は整備段階であり、今後は開発である」とのビルマ政府の「ビルマ社会主義」に対する理解が73年に一部現実化したわけである。74年はまさにこの開発のための「ビルマ社会主義」の完成への正念場といえるだろう。



イラワジ川岸をパトロールする政府軍

国内政治

1. 民政への足跡

ネ・ウィン政権は1962年3月2日、時の国軍司令官ネ・ウィン大將率いる三軍がウ・ヌー議会民主主義政権からクーデターによって、政権を奪取したことに始まる軍事政権であった。クーデター直後、革命評議会を設立して政権を担当したわけであるが、その政治の基本政策は1962年4月に発表された「ビルマ社会主義の道」に依っていた。

この基本綱領の中で、将来、国家運営は国民に任されることになると明記している。1973年12月15日に発表された「憲法制定への歴史」の中で、政府は、「民政移官の根拠は“ビルマ社会主義への道”に基づいて行なわれたものであり、権力は人民に委譲すべきとする当初の目標に従ったためである」と説明している。

また1966年3月にはネ・ウィン議長は農民セミナーの席上、政権委譲の問題について「軍は国の危機に直面した時人民に代わって政権を奪取した……しかしこの権力は正当に帰属する人民に委譲しなければならない性質のものである」と説明していた。

したがって、ネ・ウィン政権には、あくまでも

軍政は一時的な形態であってやがて民政に移管するとの態度は最初からあったのである。

こうした基本的な考え方を受けて1971年6月の第1回 BSPP 大会で具体化への第一歩がとられた。この第1回 BSPP 大会で憲法の基本骨子が討議され、民政移管への手続が開始された。

1971年9月25日、革命評議会を中心に憲法起草委員会が発足。1972年3月16日、憲法起草委員会による第1次憲法草案の発表があった。

なおこの前日、ネ・ウィン議長をはじめとして閣僚、政府高官のほとんどが軍服を脱いで（軍退役）形式上は民間人となった。

第1次憲法草案は各地、各組織で検討され、新しい憲法起草委員会が結成されて、1972年12月27日に第2次草案を発表した。

1973年に入って、さらに具体的な措置がとられ、第2次草案の検討会がひんぱんに行なわれると同時に、憲法制定のための国民投票の準備が進められた。1973年4月1日から全国人口センサスが開始され、選挙権者の認定作業を行なった。6月28日にはココ内相を議長とする国民議会審査委員会が設立され、8月15日に「憲法制定のための国民選挙」法が公示された。

また、これより先7月4日には第3次憲法草案が発表されていた。そして10月8日から第2回 BSPP 大会が開かれ、第3次草案を最終草案として採択した。

12月15日から31日にかけて、この憲法草案に対する国民の信認投票が開始されて、1月4日の政府発表で90.19%の賛成投票を得て、憲法が採択された。

そして74年3月末までには、憲法に基づき人民議会、人民評議会選挙が行なわれる予定で、74年以内に完全な民政に移行する運びとなったわけである。

2. 憲法と国民投票

第1次憲法草案（1973年アジア動向年報、参考資料）と第3次草案とは基本的にはほとんど変わっていないが、採択された第3次草案の基本的骨子はつぎのように集約できる。

- i 国称をビルマ連邦からビルマ社会主義共和国連邦（The Socialist Republic of the Union of Burma）

としたこと。

- ii 行政区を管区と州とに区別し、これまでの州に加え、新たにモン州（前テナセリム第1管区）、アラカン州（前アラカン管区）、チン州（前チン特別管区）が加えられ民族州は7、管区は7となった。
- iii これまでの行政区としての District を廃止して、さらに小単位の Township, Ward, Village-tract を行政単位としたこと。
- iv 国家の最高機関として一院制の人民議会があり、それを監督、指導するための国家評議会を設置する。これが立法機関となる。また州、管区を始めとして、行政単位毎に人民評議会を設置し、地方自治を司る。
人民議会から選出された閣僚評議会が行政を担当、司法機関として人民検事委員会、人民判事委員会、人民監理監査委員会が設置される。
- v 経済制度として社会主義経済制度の確立を明記している。

これらの特質を有した憲法であるが、基本的には「ビルマ社会主義への道」に基づいており、社会主義計画党（BSPP）が唯一の合法政党として認められ、憲法序章にも「ビルマ社会主義計画党の指導に従う」と明記されている。こうした点からも民政移管あるいは民主主義的国家といっても、結局はネ・ウィン軍政の続けてきた政策の延長であることには変わりない。換言すれば、ネ・ウィン軍政が名前を替えて再登場し、その権力を合法化してしまう手続きであるとしかたないのだ。

それは人民議会のうえに事実上現革命評議会が中心となる国家評議会（議長は大統領）が設立されるなどからみても、真の民政移管にはほど遠い。ただし、ネ・ウィン政権が曲りなりにも軍事政権でなくなったことは、評価されなければならないだろう。それが果して政権の安定を保障した結果なのかどうか、なお今後の推移を見て判断しなければならない。

さて、ネ・ウィン革命以来、初めての国民選挙となった憲法信認投票に触れてみたい。

12月15日から始まった憲法信認投票は「憲法制定のための国民投票法」に基づき、全国各地で行なわれた。投票は満18歳以上の男女が選挙権を持ち、投票所では色で塗り分けられた賛成投票箱と反対投票箱が置かれ、各人はそれぞれの投票箱に投票用紙を入れるという方法がとられた。この投

国民投票結果

州および管区	郡数	有権者数	投票者数	賛成投票者数	得票率
1. Kachin State	18	329,517	295,100	226,842	68.84
2. Kayah State	6	55,263	44,882	39,243	71.01
3. Karen State	7	347,986	279,862	270,335	77.69
4. Chin State	9	156,105	153,331	148,924	95.40
5. Sagaing Div.	38	1,605,792	1,592,679	1,453,637	90.52
6. Tenasserim Div.	10	364,870	348,514	335,716	92.01
7. Pegu Div.	28	1,672,679	1,658,005	1,626,557	97.24
8. Magwe Div.	25	1,435,291	1,428,198	1,398,502	97.44
9. Mandalay Div.	29	1,918,941	1,903,964	1,803,328	93.98
10. Mon State	10	664,478	650,814	602,180	90.62
11. Arakan State	17	844,019	808,097	726,616	86.09
12. Rangoon Div.	39	1,623,004	1,604,970	1,459,321	95.46
13. Shan State	52	1,491,639	1,092,134	990,436	66.40
14. Irrawaddy Div.	26	2,248,671	2,232,172	2,139,558	95.15
15. At embassies and consulates abroad		1,781	1,647	1,606	90.17
計	314	14,760,036	14,094,360	13,312,801	90.19

票方法がきわめて政策的なものであったために、真に国民の信を問うことになったかどうか全く疑わしい。

1月4日に発表された投票結果では投票率95.5%、賛成得票率は90.19%であった。

なお地区別の数字は上記の表のとおりである。

この表を見る限り、一般に民族州での信認率が、ビルマ本部(管区地域)に比べて低く、カチン州、シャン州のような現在、治安が悪いところでは70%を切ったことが注目される。

このことは、これより先に発表された全国人口センサスにおいても表われており、政府当局が「特に山岳地帯における治安の悪化などにより調査が不可能であった範囲」を認めた。そしてこのための誤差を100万とみているところからも政府の支配下にない地域がまだかなりの部分残っていることを物語っている。

3. シャン高原攻防戦

ビルマ共産党軍を主軸とする地下反政府軍の動きは73年に入って表向き急速に鎮静化した。このなかで70年末に主力部隊をシャン高原に移動した共産党軍は、一部地域で大部隊による“反攻”を繰り返したことが注目された。

シャン高原北部の Kutkai, Namkham, Muse 地

域で共産党主力部隊(政府軍発表では兵力約3,000人)は新たな活動本拠を築こうとしていた。共産党軍は71年頃から当地域で KIA (カチン独立軍)、パラウン族部隊、シャン反乱軍と合同し、シャン北部地域の支配域の拡大を急いだ。政府軍はこの当時、タイ・ビルマ国境で猛攻を続けていたウ・ヌー派軍に主力を奪われ、シャン北部戦線に大量動員をかけられないでいた。

72年末頃から対ウ・ヌー派軍攻略が成功して、戦闘件数も少なくなった。これを受けて政府軍は第99師団を中核とするシャン北部大掃討作戦を展開したのである。

この作戦の概要について、3月24日第99師団司令官 Tin Sein 大佐の記者会見から引用するとつぎのとおりになる。

政府軍の掃討作戦は正確には1971年11月19日から始められ、1973年3月15日まで、各反乱軍(共産党、KIA、シャン、ロイマウ、ワー、KMT)との交戦回数は1,874回に達する。この作戦で反乱軍戦死者700名、570名逮捕、720名投降し、軽機関銃など火器計1,309を捕獲した。

政府軍発表から判断する限り1971年から72年末までの戦闘はおおむね、共産軍との支配域争奪戦であったらしい。とくに71年末のわずか40日間での8回の戦闘は激烈を極め、1回の戦闘時間は短

くて4時間、11月20日の Mankha の政府軍陣地の攻防戦はなんと37時間15分に及んだ。

この当時共産軍はほぼ300~400人の大隊規模で行動しており、農民工作などを主として領域の拡大に努めていた。

しかし、72年末からの政府軍の本格掃討作戦で、反乱側は徐々に領域をせばめられ、多くの指導者が戦死したり、逮捕されたりした。

もちろん政府軍側の損害も大きかったにちがいない。72年11月6日の Muse での戦闘では共産軍800人の部隊が政府軍と交戦、反乱側187人が戦死した。また73年2月21日の同地区での戦闘で反乱側150人のうち63人が戦死した。

このように、一時は同地区で解放政府を樹立しようとした共産軍の企図(政府発表)は73年に入って大きく後退した。しかしこの作戦でビルマ政府軍は空軍を動員して爆撃さえも行なったという。

その後シャン北部戦線での戦闘は、規模が小さくなると同時に戦闘件数も減ってきた。このことが果して政府軍のいう“大勝利”かどうか断定できないが、共産軍の戦闘能力はいまのところ急衰している。

1968年から始まった政府軍による大包囲作戦と党内の分裂によってペゲー山系やイラワジデルタ地帯からその本拠をシャン高原に求めて移動してきた共産党軍はここでも、安住の地を得られなかったようである。

しかしながら一部では共産軍が国境を超えて、ラオスや中国に渡ったり、カチン高原に移動しているといわれているが、今後とも共産軍の活動領域としてのシャン、カチン両高原は注目されていくであろう。

ウ・ヌー派軍は、指導者ウ・ヌーがタイ政府よりタイ国外追放を受けて、インドに渡ったり(現在米国に滞在)、軍事組織を受け持っていた KNDO 軍とウ・ヌー直系派との分裂などで、その戦闘能力は極度に低下している。一時ラングーンの学生間にも動揺を及ぼすほどの勢力を示したが指導者の戦線離脱でその“期待”を裏切られた格好である。しかし、ネ・ウィン軍政に対する学生、インテリ、民族資本家層の不満は表面的な民政移管だけでは消し去ることができそうにない。

これらの反政府感情は根強く、さらに深く潜在

化していく傾向にあり、第2、第3のウ・ヌー派軍を待ち望んでいるといっても過言ではない。3月29日のラングーン駅爆発事件はこうした市民の反政府感情をよく反映している。

しかしながら、数年前までの反乱軍の活動領域であったイラワジデルタ地帯およびペゲー山系周辺部では急速に治安が回復されている。とくにイラワジデルタ地帯での治安回復は政府の軍事的成功に一層の自信をつけさせている。70年当時まで、反乱軍の攻撃の的とされたデルタ横断鉄道(ヘンザダ=バセイン間)はすでに完全復旧し、定期運行が可能となっている。

こうした反乱軍の軍事的停滞は、政治的活動にも大きく影響していることは確かであるが、デルタ農村での共産党地盤がそう簡単に崩壊するとは思えない。ビルマの宝庫の攻防戦は、今後軍事的闘いから共産党の政治的な土台とし、政府の農民・農業政策との闘いに移行していくといえるだろう。

なお、共産軍は73年に入って、アラカン州域において、アラカン共産党、回教徒連合などと協調を進め、この地域における活動を強化していることが注目された。

また、70年11月に投降、逮捕された赤旗共産党議長タキン・ソーの裁判が開始されて、同党の活動状況が公表されるに至った。68年10月ペゲー山中で党内過激派によって暗殺された共産党(白旗)議長タキン・タン・トンとともにビルマ共産党活動の草分けであり、一貫して指導の立場にあった2人の指導者が党活動から姿を消したことはビルマの反政府運動に重大な転換を与えたようである。

なおタキン・ソーは1月18日第2回公判の後の記者会見で、ビルマ社会主義計画党の指導により、社会民主主義共和国が建設されうるとの確信を表明し、計画党への入党を申請したと伝えられた。しかし9月10日、特別刑事法廷はタキン・ソーを死刑にすることを決定した。

経 済

10年余の長期停滞経済の基本的動向に変わりはなく、さらに深刻化していく相様を呈した。1972

～73年度経済報告書(*Report to the People*)によれば、これまでにない経済停滞の実情が明らかにされた。

すなわち生産部門では、国民生産成長率が前年度(1971-72)比わずかに2.2%にとどまった。人口増加率2.3%を考慮すると実質1人当りの所得・消費はマイナスになったのである。これは1972年度の天候不順による農業生産(特に稲作)の不振が大きく原因している。そのため農業生産の伸び率はマイナス6.0%、畜・水産がマイナス1.5%とビルマ経済の基幹部分が大きく後退した。

これにつれて工業(製造業)部門でも当初の目標の伸び率10.4%を大きく下回り、わずか1.6%の伸びを示したにとどまった。

こうした経済の停滞傾向の拍車化に対し、その原因に政府は1972年の天候不順を挙げながら、はっきりと政策的な失敗を認めた。

経済報告書では政策的な失敗として①国内資源有効利用の失敗、②計画実施の遅滞、③管理の失敗などを指摘している。

ネ・ウィン政権以後の急激な国有化政策と自立更生策(民間外資導入禁止、均衡貿易政策、外国援助自制など)による経済遅滞について、政府はこれまで「社会主義過渡期における一時的不可避の現象」と国民に説明し続けてきた。

また物価の上昇や農業生産の不振などについてはその都度「反乱軍の国賊行為による経済攪乱のため」という論理で片付けてきた。

しかし、「社会主義整備段階の終了」を宣言した政府は、いまや一時的な現象とだけ説明する訳にはいかない。さらに反乱軍に対して「勝利」を宣告した手前、反乱軍のせいにする訳にもいなくなかった。こうして政府は10年来初めて自らの経済政策の失敗を認めざるを得なくなったのである。

この政策的失敗の反省を受けて、政府は72～73年をつうじてこれまでの経済政策を大幅に変えてきていることが見られる。

1971年からスタートした第1次4カ年計画を受けて、長期経済計画(20カ年)が現在検討中であることが発表されたが、その理念として、経済報告書で挙げられた政策的失敗の克服が指摘されている。

これらの経済政策の変化の兆しについてはつぎのように要約することができる。

(1) 資源開発: 第1次4カ年計画、また長期経済計画のなかにも国内資源の有効的利用による工業化がいわれており、このための資源開発ことに石油、天然ガス、錫、亜鉛などの鉱物資源に重点が置かれている。その他米に代わる重要輸出品としての木材生産の増大と森林資源の開発がいわれている。

1970年以降、石油、天然ガス利用の工業化が着着と進展しており、化学肥料工場、セメント工場などが完成している。さらに火力発電施設の完成を待って新たな工業化がイラワジ河中流域(西岸)に計画されている。

このように、これまでほとんど手をつけられなかった資源開発に近年積極的であることは注目されよう。それはかたくなまでに従来の経済パターンを守り続けてきたネ・ウィン政権の経済政策からすれば一大転換である。このことは10月8日の計画党第2回大会の開会演説でネ・ウィン議長が、今後の経済目標を①生活水準の倍増、②農業国から工業国への転換、③社会主義的生産関係の確立を挙げたことから充分理解されよう。

なお石油については、現在国内自給がほぼ達成されており、マルタバン湾で進められている新油田開発が成功すればビルマが石油の輸出国として再登場することは間違いないとされている。なおマルタバン湾油田開発にはネ・ウィン革命以後はじめて外資参加を許可して12月の国際入札で数社(日本2社)まで選ばれた。

(2) 外資導入策: 1970年を境に政府が積極的に政府間ベースの借款を導入していることがみられる。これは政府の経済政策としての能動的な方向修正なのか、国際収支、財政事情の悪化がもたらした緊急策なのか断定できないが、すくなくとも、これまでの外国援助を極力抑制してきた政策からみれば大きな変化である。特に日本を中心とする長期借款(そのほとんどが工業化プロジェクト)の導入が活発である。1972～73年度実績では長期借款だけで6000万ドルに達し、これは1965～68年間における年平均援助額1470万ドルに比べ4倍に値する。

なかでも日本の長期借款が目立っており、1972

～73年度実績で日本の借款額は3000万ドル以上で、ほぼ全体の50%以上を占めている。

こうした外資への積極策は政府の工業化計画とも符合しているが、また外交政策にも反映している。

国外民間資本導入については前出のマルタバソ湾油田ケースは例外であって、原則的には禁止策を採り続けている。しかし、今後の経済開発の成行きによっては外資導入策もあり得るといえる。それは社会主義経済制度の確立をめざしているとはいえ政府は所有関係の役割を明確にしたことから考えられるのである。

(3) 所有関係の確立：経済制度の問題としてこれまでの政府の国有化政策が「ビルマ社会主義への道」に基づいていたとはいえ、どこまで範囲が及ぶのかその原則がはっきりしていなかった。いわば試行錯誤を繰り返してきたといえる。ところが、長期経済計画の前文にこの点について明確な規準が設けられたことを検討しなければならない。

すなわち生産手段の管理・運営について民間と国営部門をはっきりと区別していることである。

新憲法でもその所有制度については社会主義に基づく国家所有と明記しているが、具体的な管理・運営については国営(部門別にすでに公社を組織)、協同組合、民間資本の役割りを区別している。

したがって、これまでの国有化政策すなわち外国人資本の追放をめざした方向に一応終止符が打たれ、それを基礎にした新しい経済制度が採られていくと理解できる。

8月に発表された小規模工業への民間投資許可や一部商品の自由化措置、あるいは消費者協同組合の設立などは、この規準に沿った整備が行なわれているのだといえる。

以上3点の経済政策の新しい方向は政府のいう「開発段階への進展」と符合するし、けっしてこれまでの試行錯誤的政策であるとはいえないだろう。

しかしながら、現実の国民生活は以前にも増して耐乏の度合を深めているようだ。

慢性的な物不足は依然、闇市・密輸経済の固定化をもたらしており、物価上昇はさらに厳しい。特定の優良工場(ほとんどの場合新設)を除く大半

の国営工場での生産停滞は解決の兆しもないし、民間の中小工業は原材料不足や統制経済の影響を受けて回復するまでに至っていない。

農業殊に稲作地帯では、1965年以来休閑地化した農地の再耕が計画どおりに進んではいない。このため依然として、米の集荷は思うにまかせず、70年に100万トン台を割った米の輸出はさらに低落傾向を示している。

輸出減と国内生産停滞から生じた消費財輸入の増大による貿易収支の赤字幅拡大は年々深刻になってきている。

このように政府の将来計画とは裏腹に現在の経済状況はむしろ悪化してきているのである。

しかしながら、潜在的な資源を保有するビルマが外資導入を辞さず開発に乗り出したら、この停滞傾向に歯止めがかかることは充分推測できる。それは民政移管後の新政府が、「開発計画」を全うできるかどうかにかかっているといえる。その条件はあくまでビルマの基本的問題である反政府軍との闘いに勝利を収め、政府行政領域を回復することにあるようだ。

外 交

国内政策の変化を反映して外交的にもこれまでの態度と違った様子がみられた。中立外交という基調に変わりはないが、これまでのように大国の圧力とともに“時計の振り子”策を強いられてきた受動的な態度から一変して、積極的な外交を推進し始めたといえるだろう。とくに東南アジア諸国への積極的な働きかけが目立った。

その象徴的な出来事がネ・ウィン議長のアジア訪問と、東南ア開発閣僚会議への参加であった。ネ・ウィン議長は、4月に日本を非公式訪問をしたことを始めに、5月に入ってタイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアをそれぞれ公式訪問している。

タイではウ・ヌー派軍の旗上げと同時に冷却していた両国の関係改善につとめ、ウ・ヌー派軍への暗黙の協力停止をタイ政府に約束させるという成果を収め、訪問国それぞれでは貿易関係の増進に努めた。

しかし、この東南アジア訪問で注目されたのは

ビルマが ASEAN (東南アジア諸国連合) の動向に関心を示したことである。

4月タイで開かれた ASEAN 外相会議に向けて一部 ASEAN 諸国からビルマ、北ベトナムなどを含む拡大 ASEAN 構想が出されていたが、ビルマはこの構想にきわめて積極的な姿勢を示したと伝えられた。この真偽がどうあれ、ビルマがいま置かれている立場からしたら、当然のことのように思える。

すなわち、ビルマが考えている今後の開発方式や政治体制の現実化のためには、米・中・ソ3国の思惑に支配されながら進めることより、70年代に入って急速に変化した国際情勢にそれぞれ対応していこうとする東南ア諸国との域内協力が不可欠な要件となってきたからである。

これはビルマにおいてもすでにその兆候が見られ、70年代に入るや、外国援助の動向からも、アメリカとソ連との関係は急速に後退していることがわかる。とくにビルマ政府は、インド洋進出を露骨にしているソ連の動きを警戒しているようだ。中国とは、国内の共産党反乱軍の衰退とともに、国家的な関係が回復してきており、70年末の大使交換の復活を契機に中国援助も目立ってきている。

ところが、いまビルマが最も重要視しているのが対日関係の強化であることは前出の援助額構成比で日本援助が半分以上を示していることから理解できよう。

この日本への期待が大きくなっていることは東南アジアへの接近と同じ意味を持っているといえよう。

4月28日に、ビルマはアジア開銀の正式メンバーとなり、さらにその門戸を解放したかのようにみえる。加えて、10月東京で開かれた東南アジア

開発閣僚会議にオブザーバーとして参加したことは、大きな変化である。

これまで毎回参加を要請していたにもかかわらず、拒否し続けてきたビルマがこの時点ではじめてオブザーバーとして参加したことは、先きの ASEAN への関心とともに、ビルマが求めている今後の外交路線を象徴しているようだ。

展 望

政治的には民政移管、経済的には開発段階、また外交的には東南アジア外交の推進といった動きは1973年に表われたビルマの基本的な変化としてみたい。これはいわば政府の指摘するようにビルマ社会主義の第2段階と称されるであろう。

74年にはさらにこの基調は現実化していく予定である。

しかしながら国内の基本的困難である“内戦”と“経済停滞”は残されたままである。今後どのようにこの問題が推移していくのか注目されるが、政府の政策的努力はこの問題を徐々に鎮静化の方向に作用すると考えられる。

石油危機から生じた世界的な物不足と資源高価格時代への突入は、ビルマの資源開発を早めることになったし、ビルマがこれまでの経済パターンから脱皮できる機会を与えてくれたといえるだろう。

いずれにしても「ビルマ社会主義」の完成をめざして第2段階へ進展したネ・ウィン政権のこれまでの経験は、東南アジアに開発へのひとつのユニークな指針を提言したことになった。

ネ・ウィン政権がとり続ける「ビルマ社会主義」について、われわれは今再評価しなければならない。

重 要 日 誌

1 月

2日 ▶ラングーン——国軍情報局長兼国家情報局長 Tin Oo 中佐は記者会見で、72年12月24日からはじまった“Zuzaka 作戦”で、食用油、食糧などの投機業者や不法利得者の一掃が進められていると述べた。全国で534人の業者が逮捕された。うちラングーンで76人、ペー管区で82人が捕われた。

▶農林省はペー管区とテナセリウム第2管区で、外人経営の3つのゴム園を国有化したと発表した。

4日 ▶第25回独立記念日——ネ・ウィン議長は政府高官らを招き夕食会を開いた。

5日 ▶ラングーン：ネ・ウィン議長らは、チャイカサン広場の独立記念式典会場を視察した。

▶陸軍副参謀長 Tin U 准将、軍情報局長 Tin Oo 中佐ら、Moulmein, Kawthaung, Mergui, Tavoy の軍施設を視察。

8日 ▶Mudon: Thanbyuzayat 南2マイル地点でモン反乱兵がバスに発砲、乗客4人が死亡した。

9日 ▶ザイールのモブツ大統領、中国訪問の途中、当地に1泊の予定で到着。ネ・ウィン議長と会談。

10日 ▶日本からの鉱物調査団到着。

11日 ▶ビルマ医学会第9回保健会議で、Hla Han 教育・厚生相は、1962年以前555であった農村保健センターは現在970になり、また農村地区に82のステーション病院が設立されていると述べた。

また会議で、1962年には全国で269の病院（医師660人、看護婦2,066人）があるにすぎなかったが、1972年は398病院（医師3,104人、看護婦9,112人）となったことが発表された。

▶Pyuntaza: 本郡 Kada 村の治安委議長と書記が約30人の共産兵により殺された。共産兵は村人に対し、政府に米を売らぬよう要求した。

▶Akyab 発 1.14: Paletwa 向けの客船が共産軍に攻撃、占拠され、警官1人、乗客3人が死亡、財貨を奪われた。

13日 ▶ミャンマ石油公社は今年5990万ガロンのケロシンを生産する計画である。これは前年を900万ガロン上回る。昨年のケロシン売上げは1億1440万チャットに達した。

15日 ▶タキン・ソーの裁判——赤旗共産党書記長 Thakin Soe (66歳) に対する反逆罪での裁判が特別刑事法

廷 No. 60172 で開始された。この日は投降した元赤旗“将軍” U Myint Aung が、Thakin Soe との関係などにつき証言した。

閉廷後 Thakin Soe は記者会見で、現在著書を執筆中で、このなかで彼の誤りを認めている、と述べた。彼は自分はマルキストであるが、仏様を尊敬していると述べた。

また彼は自発的に70年11月に投降したと主張、さらにオンサンに従がわなかったのは間違いであり、もしオンサンとともに働いていたら、ビルマは日本と同じ水準に達したであろうと語った。彼はネ・ウィン氏の指導するビルマ社会主義計画は成功していると確信していると述べた。

16日 ▶Zeyawaddy: Toungoo 県 Oktwin 郡 Payagalay 村付近で Toungoo 発 Pyu 行のバスが、約50人のカレン反政府兵に攻撃され、乗客6人が死亡、11人が負傷した。

18日 ▶タキン・ソーの裁判——Thakin Soe の第2回公判開く。赤旗共産軍元“将軍” U Myint Aung が証言に立った。主要点は次の通り。

・彼は1942年にビルマ共産党に入党した。その年の党大会は反日政策の追求を決めた。

1940年に党の“Insein テーゼ”が現われ、また“Myingyan テーゼ”なるものもできた。前者は反日政策を主張し、後者は日本に反対するための民主勢力の協力を主張した。ともに Thakin Soe により書かれた。

・ビルマ独立をめぐり共産党は分裂したが、赤旗は非合法化されて後武器をとった。

・1948年内戦後2カ月内に赤旗はカレンと衝突した。

・赤旗など地下諸党はフルンチョフ・テーゼを修正主義として反対した。

・赤旗は支配地区にある種の政府機構をつくった。

次に元赤旗将軍 U Kyaw Win が証言した。

・1939年8月15日 Thakin Ba Hein 宅で、ビルマ共産党が秘かに結成された。創立者は、Thakin Aung San, Thakin Soe, Thakin Ba Hein, Goshal, Dutta (インド共産党より) らであった。当時 Thakin Than Tun は黨員ではなかった。Aung San が書記長となった。

・党は中国共産党と接触した。中共のラングーン代表は、毛沢東のゲリラ戦の著作を英訳した。

Thakin Soe はレーニンの著作を訳した。

○日本軍占領時代、U Kyaw Win は Danabyu に行き、Dedaye 警察を占領して武器を奪った。その後 Aung San の指令で Dedaye 郡指導者とされた。その頃は Tamwe で Thakin Soe と会った。

Thakin Soe は反日闘争を開始しようとして Aung San と Thakin Than Tun への手紙を彼に託した。しかし返事はなかった。

そこで Thakin Soe は U Kyaw Win, Thakin Tin Mya, Bo Htein Kin, Bo Tun Sein に武器などを集めるよう命じ、それらを Shwegondaing 寺院に隠した。Thakin Soe は当時 Kyaukmyaung に住み、約束した日にその寺で会合した。

その頃 Thakin Soe は“ビルマ独立宣言-1”を書いた。文書は“The Communist Party (Burma), Camp India, 1940”と署名された。

○1944年8月、Thakin Soe と Aung San が会い、反日闘争開始で合意した。Thakin Soe が政治指導者となり、Aung San が軍事指導者となった。

Thakin Soe は記者会見で声明を発表し、ビルマ社会主義計画党の指導により、社会民主主義共和国が建設されうとの確信を表明するとともに、計画党への入党を申請したことを明らかにした。

21日 ▶ザイールのモブツ大統領帰国。なおビルマ、ザイール両国は外交関係樹立について共同声明を発表した。

▶モーリシャス経済・計画・開発相 K. Jagatsingh 氏ら、中国訪問の途中、当地を1泊の予定で訪問。なお同氏はこの日、U Lwin 財務・計画相を訪問。

22日 ▶タキン・ソー第3回公判——U Kyaw Win が証言をつづけた。要点は次のとおり。

○1955年、Thakin Soe は党機関誌 (*New Power*) でフルシチョフを激しく攻撃した。

○1956年、党本部は政府軍の“*Aung Marga* 作戦”のため、転々と所在を移し、6カ月後 Phaungbyin 南に移っていた。そこで中央委会議でポリティビューローが改組され、“人民民主革命軍事評議会 (PDRMC) が結成された。Thakin Soe は議長となり、Ko Myint Aung が軍司令官となった。この年、党は政府と和平交渉を求めて、住民の署名運動をはじめたが、政府軍の作戦再開で失敗に終わった。

○1956年12月、Monywa 県 Taungbyauk 村で、BCP の Thakin Chit, Yebaw Htay, PVO の Bo Aung Naing, 赤旗による三派会議が開かれた。Thakin Soe, Thakin Than Tun は出席しなかったが、両者は、この会議で決まった統一協定にサインした。

○1958年、政府軍の攻勢で党本部は Minbu 県 Nama-daung に移った。

次に党本部はアラカンに移った、1961年12月には、党本部はアラカン山方 Myebon 郡にあり、約200人がいた。

○1962年2月、党本部は政府軍攻勢で移動した。

ネ・ウィン軍政後、政府軍は再び本部への攻撃を開始した。本部は3グループに分かれて逃れた。このとき Ko Myint Aung 指揮部隊が政府軍に投降した。

○赤旗本部が Minbya 郡にあるとき、BCP から Thakin Chit と Bo Thet Tun がきて、いわゆる劉小奇計画——インドネシア共産党型の議会主義路線——をもたらしたが、Thakin Soe は拒否した。

この会合中に、政府の和平交渉提案がなされた。タキン・ソーは和平交渉に行くことを自身決定した。

▶Moulmein 工業高校開校。

▶“30人の同志”の1人、Thakin Tun Khin 死去。

24日 ▶新憲法起草委会議、新憲法第2次草案を採択。

25日 ▶Pegu: Pegu 郡区治安行政委は、上ビルマの商人が1人当たり2バスケットという割当量以上に米を農民から買い付け、上ビルマに運んでいる状態に対し、取締りを強化することを決めた。

協同組合が米取引を接收して以来、各個人は1人2バスケットの米を直接農民から買うことを許されているが、商人達は運び屋を雇いこの規定を利用して米を買い集めている。

ある男は当地から Meiktila に米2バスケットを運ぶ約束で、旅費と15チャットを支給された。このようにして、毎日米約1,500バスケットが上ビルマに運ばれているとみられている。

26日 ▶政府、ベトナム停戦を歓迎——ビルマ政府は声明を発表し、ベトナム停戦協定達成を歓迎するとともに、これがラオス、カンボジアでの平和をもたらし、さらに全東南アジアに永続的平和をもたらすことを希望すると述べた。またビルマ政府はこのために、この地域の国々が共に努力するべきときがきたと考える、と指摘した。

▶Thongwa 発 1.27: Kayan, Thongwa, Kyauktan 各郡区からの民兵240人に、第90ビルマ連隊より火器が支給された。

28日 ▶Pyu 発: Pyu 郡 Kyawhla-gyi 村の農民がBCP 兵士に射殺された。

29日 ▶Penwegan 発: ラングーン・マンダレー道路の Tawkywe-in を通行中のバスが共産党 Bo Thein 派の襲撃を受け、乗客1名が射殺され、4名が負傷した。

30日 ▶労働省労働法改正委員会は現在、現行労働法の

改正案を作成中である。これは現行労働関係法がいずれも旧植民地時代のもので現状に適しなくなっているためである。

2月

1日 ▶タイ国籍ヘリコプター侵入——Monghsat 近郊でビルマ領内（国境より5マイル地点）に一旦着陸し、離陸しようとしたタイ警察所有のヘリコプター（“タイポリス914号”）がビルマ陸軍に発見され、陸軍兵士の発砲で強制着陸させられた。

当局の調べではこのヘリコプターは国境付近の麻薬栽培ルートを探していたものであったとされており、タイ警察官5名の他アメリカ大使館員3名が同乗していた。

▶Hale 発：Hale 郡区党支部書記長 U Tin Tun, 同区 SAC メンバー U Harman を団長とする農村開発団は Karyaw, Kyun, Kun, Linenaung などのナガ25カ村を巡回し、民族問題に対する革命評議会の立場と新憲法につき説明した。一行は警官、政府軍第52ビルマ連隊の軍人、商工会員、土地記録局職員など30名で構成されていた。

4日 ▶東部軍司令官 Aung Khin 大佐は1月27日に、シャン反乱軍 Sang Nyat, Li Min, Ai Myint 各派の兵士計140名が Kengtung 駐留の第4チン銃隊に投降したと発表。

5日 ▶Akyab 8日発：Kyauktaw 郡 Apaukwa 村の警察、民兵詰所を共産党 Hla Aung, San Tha 派軍50名が襲撃、2時間に亘って交戦、共産軍は郡農協、米買付所などから計2万6000チャット相当の物資を略奪して逃走、なお共産軍兵士4名が死亡、5名が負傷した。

6日 ▶陸軍副参謀長 Tin U 准将は1月30日から2月6日までタウンジー、ケントウンなどの東部軍管区を視察した。

7日 ▶パキスタン大統領特使 Khurshid Hasan Meer が到着した（4日間）。空港には U Kyaw Soe 外相らが出迎えた。

▶連邦記念日に向けての連邦旗のリレーがラングーン郊外の Hlegu に到着。

8日 ▶UNDP 援助継続——UNDP（国連開発計画）の第15回総会でビルマの開発計画（1973～1977年）に対し総額1500万ドルの援助を決定した。このうち1432万7000ドルが計画本体に、87万6000ドルが予備費、調査費などに当てられる。この援助は34%が教育、25%が鉱業、10%が農業開発に向けられ、うち399万4000ドルは進行中のプロジェクト、1033万3000ドルが新規計画に向けられる。

10日 ▶第26回連邦記念日での記念討論会の主題は“新憲法について”と決定。

12日 ▶連邦記念日集会——チャイカサン広場で10万人以上の労働大衆が集まり、連邦記念日記念集会が開かれた。集会では新憲法作成への積極的参加が決議された。また、ネ・ウイン議長メッセージでは、新憲法の採用と「社会主義的民主国家」の建設への労働大衆の参加が強調された。

▶Ye 発：当朝 Ye-Moulmein 鉄道の Paingwan と Kalunpe 間で巡回装甲列車（APT）鉄道が反乱軍の地雷に触れ、機関車と客車4両が脱線した。45分間の交戦後‘新モン州党’の反乱軍は逃亡した。

13日 ▶Sandoway 発：木材会社の丸太切出し中のトラックが Kyaukkyi 川の源、Po Hla Baw 村近くで NDUF 反乱軍の一団に発砲された。Nyaungbinwan 村でも10日にこうした事件があった。

14日 ▶IMF はビルマに対し1350万ドルの SDR スタンドバイ協定を承認した。

15日 ▶ラングーン：ビルマ看護婦協会第20回会議が開催され、保健相代理 Thein Aung は1961年—1,929人、1972年—9,112人と看護婦が増加したが、今後さらに増加するだろうと述べた。

16日 ▶ラングーン管区の諸地域における米買付所での米売買は急に活発となり、郡区での米移動禁止令が効力を生じた今年10日以来410万バスケットの米が買い付けられた。

▶計画党青年同盟（LYL）中央組織委員会は、LYL 郡区組織委に国勢調査プロジェクトに積極的に参加するよう指示した。

17日 ▶モスクワ発：ソ連科学アカデミー東洋学研究所の科学会議でソ連・ビルマ関係が取り上げられ、友好、協力が強調された。駐ソ大使 U Kyaw Dun も出席。

18日 ▶Selayywa 発：陸軍参謀総長 San Yu は Kyauktaga 郡区、Selayywa の新定住区（settlement）を視察した。

19日 ▶マレーシア陸軍参謀総長 Tan Sri Datuk Haji Ibrahimbin Ismail 一行は親善訪問のためミンガラドン空港に到着した。

▶ビルマ連邦銀行中央事務局はチャットとドルの公式交換レートの修正を発表した。それによると、新レートは US 1 ドルに対して K 4.8138 であり、2月13日から効力を持つ。ちなみに、旧レートは US 1 ドルに対して K 5.3487であった。

20日 ▶Kyaikmaraw 発：Phanon 橋警察所の巡査が Ngabyinma 村近くの Ngalaseik で反乱者によって射殺された。

21日 ▶豆、麦価改訂——商業相は2月25日から豆類・小麦価格を次のとおり修正した。

(1)Suntarni/Suntapya	K 12. 50
(2)Matpe (1 等級)	K 16. 00
(3)Matpe (2 等級)	K 13. 00
(4)Bocate	K 12. 00
(5)Peyin	K 12. 00
(6)Mexipax 小麦	K 15. 00
(7)白小麦	K 13. 00
(8)赤小麦	K 11. 00

なお、(1)の価格は69ポンド・バスケット当り、その他は72ポンド・バスケット当りである。

▶外相代理 Chartchai Choonhavan 准将を団長とするタイ親善使節団到着 (3日間滞在)。

▶第2次世界大戦後石油輸入国であったビルマは、革命政府成立後 Myanaung, Prome, Mandalay, Shwepyitha における新油層の発見、開採によって、産油高は63年度1億5400万ガロンから70年度2億0600万ガロン以上と着実に上っている。

▶昨年2月1日タイ王国警察914号ヘリコプターから捕獲された3人のアメリカ人将校と4人のタイ人釈放さる。

▶Theinseik 発: 約50人の KNDO 反乱軍 Kyaikkaw, Theinseik のバザールを略奪。反乱軍は酒屋と質屋に押し入ったが、軍隊、警察に駆逐され、途中燃料庫に放火した。

22日 ▶Akyab 発: 米6,200バスケットを積んだ2隻の船が約30人の BCP 反乱軍により攻撃された。15日、Kalapon 島近く Myohaung から Akyab まで4隻の米ボートを引いて Thida Aye 号が出発しようとする時に生じた。

▶東独と外交樹立——政府は2月23日からドイツ民主主義共和国と大使レベルの外交関係を樹立することに同意した。

23日 ▶ビルマ連邦銀行は10の小規模銀行を3月1日付で郡区支店銀行に昇格させる。支店銀行は Natogyi, Depayin, Thegon, Paungde, Einme, Myohaung, Ponnagyun, Minbya, Pwinbyu, Lewe で開かれる。

25日 ▶新協同組合は3,933——1970年協同組合化計画のもとついで設置された協同組合は全国で3,933となった。管区別組合数はつぎのとおり。

サガイン	285	マンダレー	603
マグウェ	204	ペゲー	141
アラカン	141	イラワジ	570
テナセリム〔I〕	167	テナセリム〔II〕	84
チン特別管区	36	カチン州	125

シャン州	225	カヤ州	32
コウトレイ州	40	ラングーン	986

また目的別では次のとおり。

消費者協同組合 1,985, 農業生産者協同組合18, 村落協同組合 113, 工業生産者協同組合 500, 信用協同組合 981, サービス業協同組合19, 郡協同組合 226, 郡合同協同組合2, 基本合同協同組合49。

26日 ▶Minhla (Thayet) 発: 約50人の BCP 反乱者は、20日 Bwe 村に侵入し、小学校を閉鎖した。当郡区において、これまで破壊または閉鎖された小学校は、Bwe, Okbokon, Banpyin, Nalai, Thabyebin, Yengan, Kyaukpon, Talokeyin, Sau, Kantok, Nyaungbintai の11カ村に上っている。

3月

1日 ▶Shwebo, Ye-U, Watlet, Khin-U, Taze, Dapayin, Kyunhla, Kanbalu 各郡区全村の住民は、最近 Bhamo, Katha, マンダレー地帯およびイラワジ川沖積島地帯の農民の冬作物収穫を手伝うため移動した。農民はイラワジ川沖積地帯の牧草が生い茂るので家畜を連れて行く。マンダレーでは収穫8バスケット当り、Katha と Kachuin では5バスケット当り1バスケットの落花生が与えられる。Shwebo 農民の移動労働は伝統となっている。

▶Hari Narain を団長とするインド測量団到着。一行はビルマの当局者とともに今年の国境測量と地図作成の共同作業の進展を視察する。

2日 ▶「農民の日」大衆集会在全国で開催された。

3日 ▶モールメイン: 「3党連合」の反乱兵約100人が Kawthoolei Kyaikmaraw 郡 Khalai Tagundaing 村の警察陣地を攻撃した。U Ba Tint 指揮する警官15人は45分間交戦で反乱兵4人を殺し、M-16ライフル1丁を捕獲したが、警察伍長1人死亡、巡査2人負傷した。反乱兵は付近の2つの橋に放火逃亡した。

5日 ▶The Guardian の刊行者 U Ba Kyau を団長とする新聞使節団は中国政府の招待を受け中国へ出発した。

▶中央農民評議会執行委員会は CPC 第5回大会に報告書を提出した。その内容は以下のとおりである。

・組織—1967年3月以降、郡区評議会246、郡区組織化委員会16、町、村の農民評議会1万0848がそれぞれ設置された。なお、郡区農民評議会は組織のない村落に初級評議会を設置する計画である。

・訓練—当初の目標は年2課程の実施であったが、70年以外は1課程しか実施されていない。246郡区農民評議会中訓練課程を開設したのは33であった。課程は約5

日間であるが、農閑期には短期間でも一層訓練課程を開く必要がある。

・生産・計画—第1次4カ年計画下での農業生産の増加に比べ耕作面積が拡張されなかったこと、悪天候などのため生産は余り増加していない。したがって、現在の小規模保有に基づく農業経営を集团的農業あるいは協同農業体制に移行させる必要がある。

・調査—調査によれば、多くの郡区は家畜農業の拡大を欲しているが、家畜飼料、医療不足のため進行していない。

・機械化農業—評議会の一部には農業機械化への指向性が欠如している。現在機械化農業局はトラクター6,265, ポンプ3,259を所有し、協組はトラクター2,375, トレーラー315, ポンプ1,935, 耕耘機5を所有し、農民(3人以上協同)はポンプ7,607, 耕耘機216を所有している。

・協組・購売—消費者への福祉活動および人民の信頼を得ることにおいて十分でない。

・社会福祉—農村大衆への福祉計画は各部門の協力のみでは成功しない。

・情報—教育映画の映写や図書館の設置が必要である。

▶中央農民評議会第5回大会に提出された財政委員会報告によれば、CPCの年次支出は以下のとおりである。

	CPC	TPC
1965-66	K 6,918	—
1966-67	K 393,571	K 300,016
1967-68	K 742,946	K 483,398
1968-69	K 1,164,731	K 1,514,504
1969-70	K 1,257,099	K 2,029,026
1970-71	K 1,515,128	K 2,108,806

8日▶5日前 Mergui 地区 Yadanabou 鉱山で6人の反乱者が政府軍により殺害された。同鉱山は3日約150人の反乱者により攻撃されたが、第17ビルマ連隊と警察官約30名が出動し、M-16^s 6, HK-33^s 2, トランシーバー1組を捕獲した。政府側は死者2名、負傷者15名をだし、鉱山事務所が放火された。

▶Phone Myint 少佐率いる東南司令本部の特別部隊とKNUF反乱軍との交戦で、追放者 Myint Hlaing が生捕られ、政府側は2名が負傷した。

9日▶計画・財政相 U Lwin 率いるビルマ代表団は日本訪問に出発した。

▶外相 U Kyaw Soe はタイ政府招待でタイ公式訪問(3日間)に出発した。

10日▶モールメイン: 100人強の反乱軍が同地から Karopi, Pa-nga 製塩工場へ行く途中の道路輸送組合ト

ラック5台をストップさせ運搬物を強奪した。事件は Mudon 郡の Tagundaing 交差点で生じた。5人の運転手は行方不明で軍と警察が捜査中である。

11日▶中央農民評議会第5回会議第7日。社会主義計画党の経済政策について説明がなされた。

14日▶社会主義計画党中央委員会第5回会議開催——ネ・ウイン議長は演説で、党内の集团的指導の必要、政府の財政危機に触れるとともに消費に十分な米が必要であると声明した。また党書記長 San Yu 将軍は中央執行委の活動について報告した。

15日▶ラングーン・マンダレー道路計画——マンダレー・ラングーン間ハイウェイ(433マイル)の道路幅拡張計画には1972-73年度に約600万チャットが使用される見込みである。最初の計画ではラングーン・Payagyi 間50マイル以上を11から22フィートに広げられた。1971-72年度にはマンダレーからスタート、25マイルが拡張され、現在36マイル以上に達し今会計年度には Kume に達する予定である。

▶政府は西ドイツおよびEEC大使として U Ba Saw を任命した。

19日▶臨時党大会および第2回党大会召集のための San Yu 党書記長、将軍を委員長とする99人委員会が、党中央委員会と党活動視察委員会の共同会議で設置され、直ちに第1回会議を開いた。

22日▶シャン北部戦線——Kutkai: 最近北東部軍区の前線を訪れている報道関係者は2グループに分かれ Muse と Namkham を視察した。Muse では司令官 Soe Myint 少佐が、Soe Wiu の率いるBCP反乱者は Shweli 川沿岸を逃走中で反乱軍間の殺し合いや空軍への投降が多く、また200人以上の住民が政府軍への協力を誓っている状況の説明した。また、Namkham では総工費600万チャットで26.5マイルにわたる Namphatkar Namkham 間戦略道路が6月までには完成の予定といわれる。

▶Kutkai: 第88軽歩兵管区の政府軍司令官 Myo Aung 大佐は記者会見で、北東部軍区において過去10カ月間(1972年5月27日—1973年3月19日)のうち129回にわたる戦闘で死者300人(BCP 288, KIA 11, Palaung 1), 負傷者60人(BCP 48, KIA 12), 生捕り48人、投降65人におよぶ反乱分子にたいする勝利を収めたと述べた。

また、Muse 付近の3,127地点(0815857), Kawngkhan (0884890), Lawankyaing (9424555) の前線ではBCP反乱軍にたいし勝利している。Z 127 区地点では1972年11月6日に戦闘があり、略奪を試みようとした約800人のBCP反乱軍の内5人の指導者を含む187人が死亡。

Kawngkham では1973年2月11日に約5分間の戦闘があり、約60人のBCP反乱軍の内7人死亡、6人負傷。Lawankyaing では1973年2月21日の約30分間の戦闘で約150人の反乱軍中63人が死亡。

23日 ▶Kunlong: 北東部軍区の前線を視察中の報道関係者はHopan地域を巡回した。当地26万以上の人民は収穫期にBCP, KIA, Palaung反乱軍に悩まされ、8郡区の25の学校の内15が反乱軍の命令で閉鎖中、人民軍と軍隊は反乱軍一掃に努力している。

24日 ▶ケンロン地区の戦闘——第99師団司令官Tin Sein大佐は記者会見で、後進的なKunlong地域に政権樹立をというビルマ共産党の企図は人民と空軍の努力により粉碎され、BCP反乱軍はKunlongにおける40日間の戦闘(1971年11月19日～12月28日)での総崩れ以来逃亡していると述べた。

40日間の会戦中以下のごとく8回にもわたる衝突があった。

- (1) 11月20日—Mankha Camp 37時間15分
- (2) 22日—Loi Mankha 丘陵 4時間
- (3) 25日— “ 30分
- (4) 26日—Shawtilin 丘陵 12時間45分
- (5) 30日—Haikaba 丘陵 8時間45分
- (6) 12月5日— “ 4時間
- (7) 11日—Loi Mankha 丘陵 33時間
- (8) 18日—Kawnykyai 5時間45分

25日 ▶ラシオ地域での戦闘——北東部軍区において政府軍は約2年9カ月間(1971年6月30日～1973年3月15日)にBCP, KIA, シャン, Loimaw, Wa. KMTなどの反乱軍との1,874回の交戦で勝利した。反乱軍は7,000人以上死亡、570人生捕り、720名投降、火器1,309が奪回された。また、M型ライフル(547)、散弾銃(12)、連発ピストル(12)、mmピストル(95)、軽機関銃(28)、G型ライフル(33)、カービン銃(286)、機関銃(30)、mm銃(16)が押収された。

26日 ▶The Guardian 編集長U Ba Kyaw²率いる新聞代表団は3週間以上にわたる中国での新聞活動見学を終え帰国した。

28日 ▶モールメイン: Ye-Tavoy 道路、25/4 哩程標にある警察派出所が反乱軍200人に攻撃された。約30分の交戦で、警官9人と役人1人、住民2人が死亡し、警官4人が負傷、反乱者は10人死亡し、カービン銃が押収された。反乱軍は警察専用車に放火後逃亡し、Yebyuの政府軍部隊が出動した。

4月

1日 ▶自民党宮沢喜一氏率いる日本親善使節団6人が

到着、U Kyaw Soe 外相等らが出迎えた。4日間の滞在。

▶セメント工場の現況——Kyanginのセメント工場は1975年はじめに生産を開始する予定である。同工場の建設は1972年1月Myanaung郡, Kyangin西5マイル, Banbwegon村付近に開始された。工場は当初日産800トンで1974-75年度には5万トン生産の見込みである。ちなみに、現存するThayetmyoの3工場は来たる会計年度には22万トン、197-374年度には23万トン、1974-75年度には24万トンを生産する見込みである。

▶センサス開始される——第1回センサスはイギリス統治下インドの一部として1872年に、1881年から1942年までは10年毎に、独立後の第1回センサスは1953年にそれぞれ実施された。これらのセンサスは前回の数字に一定の割合は附加するという原則(1953年は2.3%)であり、正確なものではなかった。その意味で今回のセンサスは最初の正式なもので(1971年第1回計画党大会で経済開発計画が決議されて後センサスの必要が提起された)、1972年4月30日に効力を発した「新センサス法」にもとづいている。センサス委員会として中央治安行政委員会が任命され、この委員会が内相代理を委員長とする中央センサス委員会を設置した。今回のセンサス計画には6000万チャット万以上が認可され、計数者として学生39万9480人、検査官として教師、大学生2万6631人が雇用され、全国315市、314郡が3,334区、1万3336村に分割された。

ちなみに、ビルマでのセンサスの歴史はTagaungのThadol Zabudipa Mahadazaraza 王の統治時代のBC500年にさかのぼる。王はバゴダ建築のため各世帯にレンガを納入させようと人口を調査したといわれる。

3日 ▶ラングーン川沿岸域浮動人口センサスによれば、ラングーン港郡区には約800世帯が居住する約400のバラックが存在し、河川では貨物船80隻、川舟70隻、港湾船(ports vessels)300隻が世帯家屋となっている。

7日 ▶社会主義計画党臨時大会開かる。

8日 ▶社会主義計画党臨時大会第2日。党書記長San Yu 将軍が第1回党大会以来1年9カ月間の党の発展について報告した。

▶U Thein Nyun 率いるビルマ代表団はインドと防空協定につき話し合うため出発した。

▶親善訪問中のスワラン・シン・インド外相はU Kaw Soe 外相を訪問した。

9日 ▶ネ・ウィン議長は、ビルマがアジア開発銀行(ADB)の一員となるため1973年ADB法に調印した。

▶Akyab: BCP 郡書記Mai Tun Uと兵Saw Maung Uは軍情報第3支部に投降した。ライフル、砲身、連

発ピストル各1丁と各種弾薬が押収された。

12日 ▶政治犯釈放——拘留者975人は全国各郡で釈放された。この内、380人はZuzaka作戦でNIBにより留置された者で、595人は政治犯拘留者であった。

政治犯拘留者の内訳は、Sinphyudaw作戦による者159、亡命者シンパ201、BCPシンパ55、偏向学生、青年39、KNUP・KNUFシンパ87、KIAシンパ10、新モン州党(New Mon State Party)シンパ1、シャン反乱者シンパ10、その他33であり、これを軍区別にみれば、北部軍区10、東部軍区11、南東部軍区186、ラングーン軍区220、南西部軍区64、西部軍区16、北西部軍区23、中央軍区65であった。また、前者380人の出身別内訳は、ラングーン43、ペゲー57、イラワディー135、Tena-serim 41、アラカン11、マンダレー75、Sagaing 3、Magwe 8、シャンとKayah州7であった。

14日 ▶Lashio: Wa北部地域における「Ye Man Aung作戦」に参加したKyaw Swa少佐率いる第3ビルマ連隊の常勝部隊は当地で歓迎された。部隊は空軍、砲兵隊、人民軍と協力して、3月12～25日間の16回にわたる交戦において、敵側300人以上の死亡、150人の負傷という戦果を収めた。

15日 ▶Dedaye郡91カ村の内50カ村地域以上は、1972年4月開始された識字キャンペーンにより100%の成果をあげたと公式に表明された。同郡区379カ村では、15歳～55歳の1万0600人が文盲であったが、読書室や図書館が開設され成功を収めた。

17日 ▶職業訓練学校の増設——教育省は漸次、職業訓練学校を増設する予定である。最近開設された各種学校内訳は、技術研究所4—Insein、マンダレー、Kalaw、Prome (Chauk、モウルメインに開設予定)、技術高校6—マンダレー、Taunggyi Maymyo、モウルメイン、ラングーン(2) (Henzada、Yenangyaungに開設予定)、農業高校10—Myaungmya Thegon Toungoo Namsang Myittha、Shwebo、Myitkyina、Pa-an、Lonpi、Dimawso、商業学校2—ラングーン、マンダレーとなっている。

▶警察署長U Chit Theinは“Bribery and Corruption Suppression Act”贈賄、腐敗規制法第4条(1)(d)(2)により逮捕された。Yinmabin郡区、Lettaungngai村の1住民の労働者評議会への4月10日付報告によれば、切盗容疑で留置されていた容疑者から釈放金として500チャットを収賄した。

18日 ▶西部軍区地域のアラカン管区にいるビルマ共産党の反乱者とその支持者、およびミソ反乱者は、地方住民の協力によるビルマ第20、第34連隊による掃討によって大打撃を受けた。

▶ネ・ウィン議長夫妻は今朝BAC特別機で日本親善

訪問に出発した。

19日 ▶公用語はビルマ語だけ——全省は公用語としてビルマ語を使用するよう指示したが、若し英語使用が避けられないなら挿入の場合に限られことになる。ちなみに、英語は1947年以後ビルマの公用語となっていた。

28日 ▶アジア開発銀のメンバーに——アジア開発銀行(ADB)は39番目のメンバーとしてビルマの参加を受諾するとともに、マンダレーの道路建設に借款が適用されると発表した。

▶Hlegu郡、Wachaung村地域の人民軍に火器が供給された。住民1,000人(軍人60人)以上が出席した会合で、第91ビルマ連隊司令官San Tun少佐は国家防衛における人民軍の役割を強調した。

29日 ▶織物公社の現況——織物公社は1973-74年度初頭からYwathitkyi織物工場とPalaik織物合成でテトロン生産を開始する計画である。テトロン織物は国内綿と輸入ポリエステルで生産され、ポリエステルは輸入中である。公社は社会主義計画党の長期、短期の経済政策に基づく国内の必要に応じて、Thamaingの人民織物第3工場の拡張、Meiktila織物工場、ThamaingのTarpaulin工場、Ywathitkyi織物工場、Palaik織物合成、Thingangyun綿紡工場の建設に努力している。

▶ラングーン駅で爆弾——ラングーン駅で、爆弾の爆発により4人が死亡、27人が負傷した。モウルメインからの下り列車108号が第2番線ホームに丁度入って来たとき何者かが爆弾を投下した。

5月

1日 ▶「労働者の日」大衆集会在チャイカサン広場で開催された。

ネ・ウィン議長のメッセージがU Thaug Kyi BSPP統合書記長により代読された。メッセージは労働者が一層の生産の組織化、事業の促進化および訓練強化に努力するようよびかけた。

●労働者評議会を代表して、U Mya Hanは演説のなかで、労働者が農業生産向上のための農機具生産、原料・機具の適切な使用による生産向上、品質改善、生産費削減に努力するよう呼びかけるとともに、新憲法第2次起草への積極的な貢献が、新行政におけるSAC制度の政治的意義、反乱分子一掃への協力を強調した。

●大衆集会は、(1)経済発展のための生産の向上、(2)新憲法採択への積極的参加、(3)反乱分子の排除を決議した。

2日 ▶Toungoo: 国内平和統一党Pa Nya NgaのZaw Tun指導下のTun Me Lone派の反乱者3人は、Swa駐留の第26ビルマ連隊に投降した。

3日 ▶新聞・報道関係労働者は、ラングーン中央駅テロ事件を非難する大衆集会を開催した。

▶ネ・ウィン首相、タイ訪問——タイ公式訪問中のネ・ウィン首相はタノム首相と約2時間にわたり会談した。

4日 ▶基礎教育職員配置会議で、Hla Han 教育相は大衆間に教育にたいする渴望が極めて大きいと表明した。

▶Magwe: 同地南東約14マイル、Yinchaung 川に建設された Yinchaun 橋が開通した。

▶タイ公式訪問第2日目のネ・ウィン議長夫妻をプミポン国王夫妻歓迎。タノム首相と両国関係について会談した。

5日 ▶スワラン・シン、インド外相は3日間の親善訪問のため到着、U Kyaw Soe 外相らが迎えた。

8日 ▶Letpadan: 同郡区 Hmawin 村地域、Padainsu 村でよそ者がいるとの情報で巡回中の警官の発砲により、'KNUP' の反乱者1人が死亡、1人が負傷した。

9日 ▶商業省は米・小麦の国内取引に関する統制解除令(10日発効)を発表した。

10日 ▶マンダレー管区灌漑計画——灌漑部局はマンダレー管区、Madaya 郡区における Yenatha 灌漑計画(990万チャット)を実施している。現在、土地整備、採石、排水運河の掘進、橋41と水門68の建設、排水門368、防潮門24、排水管15の取付け、警備場38の設置、水流調整運河のコンクリート土台の据え付けおよび主要運河沿いの叢林地の除去を施行している。同計画はマンダレー管区の長期灌漑計画(13)の1つで、農地約1万8000エーカーを灌漑する。

12日 ▶Kyaukse セメント工場——1974-75年度に Kyaukse セメント工場(1億6000万チャット)の建設が開始される。これは中国の援助により工業省、セメント業公社が3年間で建設する予定である。中国援助団はフィーズィビリティ調査の35%を完了した。原料は Kyaukse 東方数マイル、Thandawmyat, Dattaw, Nwargegauk, Kyaukhti, Shwe-u-min, Kyaukpakhet の山地から採取される。用水は Myitnge 川に、電力はマンダレーの Tagundaing 発電所に依拠する。完成後は1300人以上の労働者が雇用され、年産24万トンの見込みである。

13日 ▶観光客の増加状況は次の通りである。1969年—3,054人、1970年—1万0996人、1971年—1万3405人、1972年—1万7838人、1973年1月—4月—7,491人。今年の4ヵ月間は前年の同期と比較すると50%増となっている。

▶インドとの間に定期便——5月2日以来インド航空

の定期便が発着している。これまでインドとの航空サービスは停止状態にあったが、今年4月9日—18日に両国代表はニューデリーで航空協定に関する会談が開催され、この結果5月1日付けでインド航空の上空通過・乗り入れが認可された。現在、インド航空はカルカッタからラングーンへ週3便、上空を週4回飛行している。

15日 ▶刑事裁判所第62法廷で1972年の証言に継続して、Thakin Soe 別名 U Soe 前赤旗共産党書記長は、1948年にビルマに開始された内乱、財政的赤字を示していた国民経済、生産力、技術および人民の文化水準の悪化にたいする基本的犯罪人であったことを認めた。

16日 ▶Sandoway: 8年来同地域で活動していたアラカン人民解放戦線のチン人 Peter Ba Cho 通称 Than Naing に率られた31人の反乱者は西部軍区第55ビルマ連隊に投降した。投降の理由は、政府軍の攻撃激化、ジャングルでの食糧の欠乏、反乱者間のイデオロギー上の相違によるといわれる。

18日 ▶Salingyi: 赤旗共産党中央委員代理 Ba 'Chit 別名 Chit Pe Nyunt と同中央委組織員 Daw Hla Tin は、同郡区 Hkuntha 村の郡区 SAC に投降した。G-3ライフルと252箱の弾薬が押収された。翌日には同中央委員 Thakin Bakun も Kyartet の警察に投降した。3人の反乱者は政府軍攻撃により Magwe 管区から逃亡した一団にいて同郡区にきたが、第15ビルマ連隊と警察の共同作戦によりジャングルに追込まれていた。

19日 ▶モウルメインの Daingwunkwin の発電所と警察署に M-79 機動銃と HK-33 ライフルで武装した6人の追放者が発砲し、学生2人負傷したが、その他の損害はなかった。

▶中央労働者評議会と中央農民評議会を代表するビルマ代表団は、AUCCTU の招待でソ連親善訪問のため出発した。

▶Pyu: 反乱者のテロリズムを非難する大衆集会が Yethiri 劇場で開催され、Pyu, Zeyawaddy, Nyaungbintha 郡区の住民1,500人以上参加した。

▶Bogale: 反乱軍を装い川舟所有者と農民から「税」を要求していた強盗が警察により敗走させられた。今月第2週目、Kuntheechaung, Thaphyan, Kyunno, Shwebose 各村の農民と川舟所有者は、1エーカー当り2チャット、1隻当り500チャットの税を要求する「愛国勢力」の Saw Kyaw Than 署名の文書を受け取った。強盗が隠れていると報告された Meinmañla 孤丘の Hnarhnauk 村を同郡区警察指揮官 U Kyaw Myint と Setsan 警察署指揮官 U Sun Hlaing 率いる警察が攻撃し、強盗側は2人死亡、5人逮捕され、ライフル3丁、12発の303弾薬を押収した。

24日 ▶U Tin Maung Kyi 情報、報道局長率いる情報代表団はビルマ・ソ連文化協力交換計画に基づきソ連訪問へ出発した。3週間滞在予定。

26日 ▶Akyab: Myebon 郡区 Thinganet 村のトラクター基地でBCP反乱軍の攻撃により警官1人が死亡、2人が負傷した。警察の反撃で反乱は鎮圧されたが、タイヤ7本、軽油8カンが破壊された。

28日 ▶Akyab: 西部軍区とアラカン海軍基地の政府軍部隊は、11日アラカン管区 Rathedaung 郡区 Nanyar 川上流の Maya 丘陵にあったムスリム強盗団の根拠地を攻略。4時間の交戦で10人の強盗団が死亡、30人以上が行方不明となり、SBBL 銃4、ブレン銃身4、ブレン連発銃15、500箱相当の弾薬、タイプライター3、重要文書などを押収した。

31日 ▶ビルマとインドの航空輸送協定が妥結した。了解事項についての覚え書が作成され調印された。

6月

1日 ▶Kyain-Seikkyi: モン反乱者、「新モン州党」の「地区副委員長」Nai Ohn Shein は、第32ビルマ連隊に投降した。カービン銃1、弾丸72発が押収された。

2日 ▶鉱業相 Thaug Tin 退役海軍准将、ビルマ石油公社 Aung Khin 経営部長一行は、モジ島の油田試掘第1号や Akyab MOC 施設を2日間で視察しラングーンに戻った。

3日 ▶職業安定所は、1962～1972年に約40万人に職を斡旋した。各年別内訳は、1962=3万3154、1963=2万1346、1964=3万2293、1965=3万5953、1966=3万2259、1967=3万6809、1968=3万4821、1969=7万4821、1971=4万4144、1972=4万2693となっている。

6日 ▶農業公社 U Hla Myint 理事長は、最近上半期におけるジュート輸出総量は3万3000トンに達したことを明らかにした。最近の年度別生産高は、1970～73年5万4000、1971～72年8万4000、1972～73年11万（見込み）トンであり、昨年1万6000トンが輸出された。

8日 ▶計画・財務省は、各レベルにおいて経済計画実施委員会を設置するよう告示した。

11日 ▶ネ・ウィン首相インドネシアへ——ネ・ウィン議長夫妻は、BAC 特別機でインドネシアおよびマレーシアへの親善訪問に出発した（6月17日まで）。

▶Lashio: 東北軍区での記者団との会見で防衛情報局長 Tin Oo 大佐は、KMT 侵入時に組織された東・東北軍区の「地方防衛隊」は解散したと説明した。

12日 ▶ソ連人誘拐事件——政府は Loi Maw 派反乱軍によるソヴィエト人誘拐事件に関して、恐喝的要求に応ずる積りが無いことを言明した。

。ソヴィエト人誘拐事件の概要

Sao Sanhtun 病院の医師 Boris Pianitski と技師 Stanislav Vinogradov は4月16日誘拐され、現在も拐われている。IBMND は「大陸部作戦局」という組織下に、ビルマ、タイ、ラオス3国境界が接する「黄金の三角地帯」に活動領域を持ち、その活動は反政府運動、政府転覆あるいは中国についての情報収集である。

今年2月 Kokang 派反乱軍と Loi Maw 派反乱軍間にアヘン抗争が生じたが、KMT の残存軍の調停で停戦。二派は3月5日同盟し、2人のロシア人の誘拐を計画、4月16日に実行した。

政府はソ連政府と協議の上秘密とし、救出を試みた。防衛情報員 DSI がマンダレー刑務所に拘留中の Hkunsu に会いし、Loi Maw に手紙を書くように要請し、口述文書が Maw 反乱軍に送られた。同派の Lao Shan から5月4日付で返答が来たが、内容は要求を受け入れないなら人質の写真と録音テープを世界に公表するというものであった。

DSI によれば、11月4日に釈放されていた Mang Soe に、6月までに釈放されない時駐ビルマ大使を誘拐し、自分と交換するよう Hkunsu が指示していたといわれる。3月末 Taungyi に結集した反乱分子は、この陰謀露見で逮捕された。

5月22日、民政移管される1974年3月2月に釈放が決定される見込みゆえロシア人を釈放するようという内容の Hkunsu の手紙が Loi Maw 派に送られた。翌日、Loi Maw 派はロシア人質に関連し政府の返答を求め、中国も人質を望んでいると書いてきた。

14日 ▶ネ・ウィン議長はクアラルンプールに到着。4日間の日程でラザク首相と東南アジアの安定と両国の協力につき話し合う予定。The Straits Times 紙は、「静かな頂上会談時代のはじまり」と評価した。

15日 ▶2日間にわたったラングーン郡区 SAC 総会終る。U Ko Ko 中央 SAC 議長は閉会演説で、ラングーンとマンダレー西部管区で計画されている農村経済調査には5,000人の学生が志願している、また経済計画実行委にたいし可耕地の耕作、工場での汚職防止、アヘン密売の効果的阻止等を指示すると述べた。

17日 ▶最近計画・財務相 U Lwin と工業・労働相 U Maung Maung は北・中央ビルマの工場を視察した。視察したのは、Pakokku 人民たばこ工場、建設中の Kyunchaung ガス・タービン発電所、Kyunchaung と Sale の肥料工場、Meiktila の人民綿工場、Pyinmana と Zeyawaddy の砂糖工場および Zeyawaddy の蒸留酒びん製造所である。

18日 ▶ジャカルタ: ネ・ウィン議長のインドネシア訪

問はインドネシア言論界に大きな影響を与えている。軍系新聞 Angkatan Bersenjata は、ビルマの東南アジア中立化構想とその役割は成果あるものと評価した。

26日 ▶Myaungmya: 学生・労働者を含む6万1000人以上が反乱分子—KMT, Lo Hsing-han Hkunsu 一派を非難する集会を開催しデモをした。

27日 ▶Akyab: Myohaung 郡区 Balibyin (かつてのBCPの拠点)で「BCP地区委員会」副委員長 Ba Thein は、一週間前怒った村民により殺害された。BCP反乱者は6月18日 Kyaryebyin 村近くでフェリー・ボートを強奪した後同村に隠れていた。ステン銃と弾薬は第34ビルマ連隊に引き渡された。

28日 ▶ゴム園は国有化されない——農林省の告示によれば、ゴム・プランテーションは30年間は国有化されない予定である。これはゴム生産増大のため地方のゴム・プランテーション所有者に最大限の援助を与えるという政府の方針にそってなされた。

▶革命評議会議長は、民事事件を裁くためにも人民裁判所を強化する法令(7)—Revolutionary Council Law Nos. 2~8 of 1973—を公布した。

▶新憲法の国民投票と第1回人民大会および各レベルの人民評議会に向けての選挙を実施するための準備委員会(委員長 U Ko Ko 内務・宗教相)が設置された。

30日 ▶Kunlong: 郡区 SAC および計画党支部は、救済局にたいして BCP 反乱者の米要求や「税」取立てから Hopan に避難した Wa 郡北部地域の住民のため救済店を設けるよう要請した。Hopan の難民は167家族1,100人に達し、当局は5月中に米、塩、毛布などを配給した。

7月

3日 ▶シャン州灌漑計画——灌漑局は9000万チャットの経費でシャン州において灌漑計画(8)を実施中である。これらは、Yaungshwe (Nyaungshwe) 郡区の Namletchaung 計画(4800万チャット, 2万2000エーカー以上), Hsenwi 郡区の Hsenwi 溪谷開発計画(900万チャット, 9,000エーカー以上), Mongmit 郡区の Mongmit 溪谷開発計画(900万チャット, 9,000エーカー), Kengtung 郡区 Monglin 溪谷開発計画(300万チャット, 6,000エーカー), 同郡区の Kengtung 溪谷開発計画700万チャット, 1万7000エーカー), 溪谷開発計画(500万チャット, 7,000エーカー), Tachilek 溪谷開発計画(400万チャット, 1万7000エーカー), Mongyawng 郡区の Ponparkyin 開発計画(400万チャット, 3,700エーカー)である。計画が完成すればシャン州の約8万

8000エーカーが灌漑されることになる。

5日 ▶ビルマ政府は鉄道・水路の復旧のため IDA と3300万ドル借款協定に調印。

6日 ▶ビルマ, エチオピアと航空輸送協定を締結。

8日 ▶港湾公社は外港開発(8)とモウルメイン, バセインおよびアキヤブ港にそれぞれ400万チャット100万チャットを投資している。各々の港湾収入と損失額は以下の通りである。

	収入	損失	
			(単位 チャット)
Akyab	921,851	12,786	
Kyaukpyu	35,766	106,848	
Sandoway	25,297	110,143	
Bassein	1,061,452	78,189	
Moulmein	725,390	331,287	
Tavoy	98,999	15,831	
Mergui	262,785	89,341	} 但し, 利益
Kawthaung	21,104	106	

9日 ▶UNDP 計画でビルマ応用調査研究所に 응용重合体調査実験室を設置するための計画・文書が計画財務省で調印された。政府側からは U Chit Mounng 計画・財務副大臣が, UNDP および UNIDO を代表し Himalaya・S・Rana が参加した。

14日 ▶Yezeir 農業研究所施設がこのほど完成, 9月7日に開設予定。

15日 ▶農用トラクター——各州の国有・組合所有別トラクター台数は, Kachin 218 (138, 80), Kayah 91 (80, 11), Kawthoolei 66 (37, 29), チン特別管区68 (35, 33), シャン309 (196, 113) である。

17日 ▶麻薬王逮捕さる——シャン州南部タイ国境付近の Mong Mau のシャン反乱軍本部は政府空軍により占領された。攻撃は第77軽歩兵連隊の戦略作戦部隊による Aung Thanlwin 作戦によってなされ, 反乱軍指導者 Lo Hsing-han (羅生漢) は国境を越えた Mae Hong Son 地区 Ban Thong 村でタイ国境警備警察により逮捕された。SSA 指導者 Hkun KyaNu の書記 Sai Du も同時に逮捕され, 反乱者5人が負傷した。

18日 ▶Krishna Moorthi ADB 副総裁は San Yu 将軍を訪問した。

▶今年のゴム輸出による外貨獲得高は約3500万チャットに達している。なお Tenasserim 第 I, II, ペグー, Kawthoolei 各管区の国有・私有ゴム・プランテーション, 20万エーカー以上の内1万3000エーカー以上から毎

年乳液1300ポンド以上が産出する。

19日 ▶革命評議会メンバーと San Yu 首相代理の主催によって第26回 Arzani Day (殉難者の日) 式典が挙行された。

20日 ▶ビルマ銀行、チャットとマルクの公式交換レート修正を決定。効力は6月末からで、1マルクは1.80358チャットである。

21日 ▶今期農民は全国で1201万2048エーカーに稲作をしたが、農業省による試験的調査では1118万8958エーカーが良好であるという。農業省は1エーカー当り平均31バスケットの生産高を見込んでいる。

22日 ▶UNDP, ECAFE などの共同支援による人間環境実情調査使節団が到着、2日間の滞在。

23日 ▶労働省の職業紹介セミナーが U Maung Maung Kha 工業・労働相により開かれた。政府関係と州・管区代表72人が参加した。開会演説において、現在職業紹介所は52に達するが、登録者、求人数および就職者は、1970年21万5404、3万8248、3万7281、1971年25万6856、5万0786、4万8175、1972年30万8791、4万7744、4万0618であり、登録者と就職者間に大きなギャップがあると指摘された。

24日 ▶タイ国境近く Mong Mau の前線要塞の南東8マイル Loi Mawng 山系軍配置点4855に立てこもっていた Kokang Kakweye 派と SSA の反乱者約300人は撃退された。20日、Aung Thanlwin 作戦中の政府軍部隊300の攻撃で30分間の交戦後、反乱者は1人の死亡者の火器を残しタイ側に逃亡、約30人の負傷反乱者はタイの Wan Hku Han Lei 村に逃走した。政府軍は M-40爆弾の散弾片で5人が負傷した。M-16 ライフル1、連発銃5、弾丸筒54、カービン銃2、弾丸81発、M 18 A地雷1、制動機1、地下機雷1、A 1 弾薬筒42、40mm 爆弾19などが押収された。

26日 ▶ネ・ウィン議長は、Hla Han 保健・教育相等とともに上ビルマでの6日間にわたる工業計画視察を終えラングーンに戻った。

▶新憲法起草委第8回会合で第3次草案が承認された。

27日 ▶U Lwin 計画・財務相は、鈴木日本大使と日本の援助に関する覚書きを取り交わした。それによれば、援助は46億2000万円に上る商品借款と Syriam の精油所建設のための70億円のプロジェクト借款からなり、支払いは期限7年据置18年延払い、利子率は年3%となる見込みである。

31日 ▶ビルマはネパールと航空輸送協定を締結した。

8月

1日 ▶バングラ商業・貿易相 AHM カマルズザマン一行は貿易会談のため到着。

2日 ▶反乱分子 Kokang Kakweye 派指導者 Lo Hsing-han, 各派シャン反乱者および SSA 指導者 Hkun Kya Nu の書記 Sai Du などは、BAC 機でバンコクからビルマに送還された。

▶シャン反乱軍掃討作戦——7月22日から東、北西軍区地域での Yemanhone Kakweye 作戦で4人の反乱者が捕獲され、70人が投降、火器106と送信機が押収された。7月22日—Kakweye 派反乱者2人が Tangyang の第33ビルマ連隊に翌日さらに2人が Lashio の第41ビルマ連隊に投降、カービン銃と M-1 ライフルが押収された。25日—同派反乱者34人が、Namsalat の第1ビルマ連隊に、翌日さらに8人が第41連隊に投降、カービン銃24、M-79手りゅう弾発射機、ピストル3、M-1 ライフル5、軽機関銃5が押収された。28日—さらに同派反乱者22人が第1連隊に投降、カービン銃17、軽機関銃7、M-79手りゅう弾発射機3、ピストル2が押収された。31日—Namlin の第33ビルマ連隊は、同派反乱者が隠退蔵していたカービン銃28、ステン銃7、ライフル、ピストル4、火器7を捕獲した。

3日 ▶Bassein: 同西郡区、Shaukchaung 村の人民軍指導者 Mahn Shwe Maik, SAC 議長 Mahn Pan U および農民評議会議長 U San Nyein は、8月7日 Win Htein 率いる KNDO 反乱軍に射殺された。反乱軍は海岸村を旅行中であった3人の代表者も捕獲し、警官2人などが負傷した。彼等は Sinmaswai 村にも侵入し、SAC 議長 U Lu Htwe と息子を殺害した。

▶ビルマ、バングラデシュと貿易協定を締結。

4日 ▶新人民司法制度(昨年8月7日開始)下において農民・労働者は各々2,200人、510人以上が郡区人民裁判所判事となっている。一周年を記念して発行された便覧によれば、各段階の判事内訳は以下の通りである。

	州・管区	郡区
農 民	484	2,205
勞 働 者	72	511
市 民	216	1,163
退役公務員	157	564
教 師	174	769
公 務 員	369	1,815

合 計 1,472 7,027

6日 ▶計画党中央委員会第6回会合開催さる。(8月10日まで)ネ・ウィン議長は、民政移管の問題について米の問題に触れ、非常事態にそなえ政府に十分な米が確

保されるために農民に貯蔵米を売却するよう訴えた。

7日 ▶マンダレー：Mongmit, Mogok Thabeikkying 地域にいる反乱軍 Kokang kakweye は、4日 Mongmit 郡区 Tarmohnyin 村の住民と政府機関員により包囲され、M-16—5 J, M-1—1, 連発銃—23, カービン銃—2, M-79機動銃—2, ブローニー機関銃—1, 手りゅう弾—2, 無線機—2, 2,000箱の弾薬が押収された。反乱軍指導者 Kyu Gwan Shin も捕獲された。

8日 ▶Hsipaw: Pangwaing 村での第22ビルマ連隊部隊および人民軍とシャン反乱軍との交戦で、反乱者5人が死亡し、2人が捕獲され、M-11ライフル7丁と1,000箱以上の弾薬が押収された。

▶社会福祉局の乞食解放運動は順調に運んでいる。福祉局によれば乞食人口は5,000人に達する。

9日 ▶IDA により7月5日に贈与された総額3300万ドルをビルマ鉄道公社 (BRC) と内陸水運公社 (IWTC) に再貸付けする協定が、政府計画・財務省代表 U Chit Moung と BRC 代表 U Tun Shein 理事長および IWTC 代表 U Hla Win 理事長間で調印された。BRC への借款は1670万ドル、IWTC は1630万ドルである。

11日 ▶天然ガス使用産業の増加にともなって、ビルマ石油公社は13の井戸で試掘を行なっている。

▶ラングーンの企業——最近学生により実施された経済調査によれば、ラングーン管区38郡区 (但し Tamwe 郡区と Cocos 諸島は除く) における企業数は2万4280に達する。企業種別内訳は、綿業・紡績業39, 食品業38, 窯業15, 金属業65, 化学業29, 雑業35である。また郡区別内訳は、Mingaladon 535, 北 Okkalapa 1779, Hlaing 1514, Kamayut 568, Yankin 412, Kemmendine 867, Ahlone 523, Sanchaung 945, Latha 535, Pabedan 1242, Kyauktada 1015, Botataung 329, Pazundaung 749, Dagon 160, Bahan 587, Dawbon 157, Mingala-tamgyun 755, Seikkyi/Kanaungto 142, Kayan 354, Kungyangon 793, Hmawbi 877, Hlegu 271, Insein 727, 南 Okkalapa 1226, Thingangyun 932, Lammadaw 655, Thaketa 800, Dallah 339, Mayangon 736, Syriam 343, Twante 1546, Thongwa 230, Kawhmu 1231 Kyauktan 213, Htantabin 443, Taikkyi 1064 である。

13日 ▶ジュート生産概況——今年のモンスーン前期作ジュートのジュート耕作地29万7474の内1万エーカーは良作で、総生産高は6000万 viss と見込まれている。これは1エーカー当たり213.5 viss の生産高となる。管区別生産割合は、イラワディー80%, ベグー15%, ラングーン, マンダレー5%となる予定である。

▶イラワジ川架橋フィージビリティ調査団の日本人技術者、経済学者ら一行7名が到着。同調査団はイラワジ川架橋 (プローム付近) についてのサイト選択、橋梁構造などを調査する。

14日 ▶革命評議会「国民投票法」公布。

▶労働省・工場・一般労働法監査部局の主催により第8回職業保健・安全課程が開催された。10日間、100人以上の労働者を有する25国有工場から技術、熟練労働者が参加する。

15日 ▶農業公社による土地利用に関する共同会合終る。

16日 ▶革命評議会は、「国民投票法」に基づき U Dingra Taung を首班とする国民投票実行委員会の設置を告示した。

▶Dawee Chullasapya 農業・協組相、空軍司令官率いるタイ代表团、国境問題に関するビルマ・タイ高等委員会会合に出席するため到着。

22日 ▶イラワジ川架橋計画のための日本予備調査団は、17日以来の Promé 地域訪問を終えラングーンに戻った。

23日 ▶U Kyaw Soe 外相、B Podtserob ソ連外務省特使を歓迎した。

29日 ▶国防相代理 Tin Oo・中佐率いる国防省の代表团、マレーシア国防省の招待により親善訪問に出発。クアラルンプールに到着、一週間滞在。

9月

1日 ▶ビルマ、西独と航空輸送協定調印。

2日 ▶国民投票日12月——国民投票委員会は憲法制定のための国民投票を12月15日から31日までに行なうと発表した。

7日 ▶ウ・セイン・ウィン建設相はラングーン=マンダレー間道路を視察。

8日 ▶マウン・ルイン貿易相はガット総会出席のため東京に向かった。

▶共産党デルタ地区書記長 Bo Aung Pe は政府軍との戦闘中 Laymyethna 郡で死亡。

10日 ▶Thakin Soe の死刑判決確定 (1970年11月10日逮捕)。

15日 ▶国民投票委員会は州・省 (計12) 委員会メンバーを任命。

18日 ▶共産党軍との闘い——南西軍区に活動するBCPとKNDO反乱軍は地方住民の援助による政府軍の攻撃の結果、降服を余儀なくされつつある。イラワジ管区 NDUF 「軍司令官、イラワジ管区委員会メンバー、第8地域指導者」Kha Su と Ko Ko に率いられた15

人の反乱軍は政府軍作戦の結果9月11日第36ビルマ連隊に降服せざるを得なくなった。G-3ライフル、ライフル3丁、ステンガン3丁が押収された。また、政府軍は、Aung Din「管区委員」の軍事作戦に対抗してBCP管区委員会のジャングル地域の掃討作戦を展開し、9月12日、Aung Dinの妻を含む84人の反乱者が降服した。押収された武器はブレンガン3丁、カービン銃2丁、ライフル7丁、ステンガン3丁、revolver 3丁、DBBLIT 1丁、No 156無線機、ラジオレシーバー2、テープ・レコーダー2、タイプライターであった。

19日 ▶ネ・ウィン議長はスイスで健康診断を終え帰国した。議長は8月18日に出発していた。

▶Pegu: 同郡区 Bawnetkyi 村の30人以上の人民軍に火器が提供された。

20日 ▶ビルマ航空公社(BAC)は、F-27 Fokker Friendship 機購入のため Fokker-VFW 会社との協定に調印。

21日 ▶鉱業省は、第1回鉱山地理調査・開発セミナーを開催、22日まで。

23日 ▶新憲法の国民投票を支持する大衆集会在全国各地で開催されている。

▶Bassein 地区 Ngawun 川西岸の Ngapudaw 地区における政府軍部隊と Sawtack 率いる約80人の反乱軍の交戦において、KNDO 第8地区の“書記”、郡区議長 Mahn Shan Hponng, Bo Maung Thein など14人が死亡した。政府部隊は、カービン銃1、ステン銃1、ライフル14、9mmピストル1を反乱者から押収した。

26日 ▶KNU 第6班長 Yaw Tha 別名 Bo Yoe (前“KPGF”反乱軍第6大隊司令官・第4地区委員)と「党地区委員」Shat Khwe こと U Than Maung, Kelvin など28人の反乱者は、Ingapu 郡区の Thitphyu 川に駐屯している第1戦略区司令官 Tun Kyi 大佐に投降した。カービン銃1、ライフル6、ステン銃1が押収された。

27日 ▶政府暫定予算発表——政府は1973—74年度政府予算を発表し、計画、財務副大臣が説明、会計年度変更(4月1日から3月31日まで)にともない、今期は3月31日までの暫定予算であることを明らかにした(参考資料参照)。

▶ネ・ウィン議長夫妻は訪問中のケント公爵夫妻を歓迎して宴会を開催した。

▶Kyanktaw: Adu Hau を首領とするムスリム強盗団が21~24日に Myinluk 村の第20ビルマ連隊に投降、小機関銃1、ステン銃4、ライフル2、M-21 7、G-1 7および大量の弾薬が押収された。

28日 ▶本日付計画・財務省の告示によれば、娯楽税は10月7日より認可料の30%に固定された。

10月

1日 ▶Toungoo: 130人からなる Aung Zeya 派のBCP反乱軍が同郡区に Kabaung 川北部から侵入したが、政府軍部隊の作戦下で分散状態にある。これまで、9月第1週には同派の男20人、女10人の反乱者が投降、9月26日にはBCP政治組織者 Ma Swe Lay が戦闘で死亡、G-3ライフルが押収され、翌日 Maung Tin が捕獲、9月30日にはBCP政治組織者 Khin Win が戦闘で死亡、カービン銃が押収された。

▶人民警察軍は9周年を迎え各地で記念式典が挙行された。

3日 ▶1972-73年「模範労働省」729人が選ばれた。選考はカチン、カヤ、シャン各州、Sagaing, Tenassery 第1.2、ペゲー、Magwe、マンダレー、アラカン、ラングーン、イラワディー各管区の100人以上の労働者を擁する257工場の労働者20万0142人からなされ、第1等級58、第2等級212、第3等級459の3段階に分けられた。

5日 ▶退役軍人中央組織委員会は、来たる新憲法に関する国民投票に退役軍人が積極的に参加するよう郡区組織委員に指示した。

6日 ▶第38ビルマ連隊部隊による攻撃で、BCP「デルタ地区委員会」の委員 Aung Din 別名 Hla Kyi は、Ingapu 西 Kyauktalone 村において死体で捕獲された。彼は同委員 Bo Thaw や中央委員 Yebaw Soe Than にたいする肅正活動に積極的に参加していた。

7日 ▶南西軍区のBCP、KNDO反乱軍は、Tatmadaw、PPF 人民軍の作戦で打撃を受け孤立化している。

▶10月1日、反乱軍8人が Bassein 西郡区 Mada-wgon 村で投降、カービン銃1、G-3 1、ライフル2、66発の弾丸が押収された。

▶9月30日、BCP、KNDO の「地区指導者」を含む7人が Myanaung 郡区 Nattaung 村で投降、ライフル3、回転銃7が押収された。

8日 ▶第2回 BSPP 党総会開催——第2回 BSPP 党総会(10月21日まで)が開かれ、ネ・ウィン議長が演説、第1次4ヵ年計画、20ヵ年計画の目標などについて述べた。三大目標については①生活水準の倍増、②農業国から工業国への転換、③社会主義的生産関係の確立、また4ヵ年計画における目的は①輸出の増大、②国内生産力の有効的活用、③国家、協同組合、民間の三所有型態による安定成長、④経済活動における無駄の解消などである。

▶中国の広東交易博覧会には U Thein Maung 交易評議会委員率いる10人の代表団が参加する予定。

9日 ▶国民投票委員会は、通達第11号で地区、村落小委員会が25日までに各投票所において選挙人の最終名簿を

準備するよう指示した。

10日 ▶商業省は通達第49号(11月7日発効)において米の購売価格を決定した。それによれば規定価格は次の通りである。

	第I等級	第II等級 (単位 チャット)	普通 チャット)
1. ngasein	620	615	600
2. meedone	645	640	625
3. emata	664	654	634
4. ngakywe	751	741	726
5. kaukhnyin	604	594	584

▶内務・宗教省による1973年センサス前計数によれば、ビルマの人口は3月31日で2888万5807人—男1435万6754人、女1452万9113人である。

▶Falam:「チン新年の日」が挙行され、第2回計画党大会を歓迎する決議がなされた。

12日 ▶BCP指導者 Bo Saw Lwin (別名 Yebawshein, Tun Hla, MuMin) は、9月17日 Pegu Yomah の中央本部で BCP 肅正派によりリンチを受けたといわれる。最近、路線問題をめぐり BCP の抗争は激化し、中央本部委員長 Thakin Zin と Thakin Chit 派は、Myaing-Sein-Pain 派に属する Bo Saw Lwin を武器強奪闘争路線に反対する修正主義者、反逆者として処罰した。

17日 ▶計画党第2回大会第9日目、先に選出されたネ・ウィン議長を委員長とする中央委員会委員150人が発表された。また、党監査委員会(委員15人、代理委員5人から構成)も任命された(参考資料参照)。

18日 ▶第1回産科医・婦人科医会議が医療協会ホールで開催された。

19日 ▶1972—73年にビルマを訪問した観光旅行者1,700人以上からの収入は4万4000米ドル以上に達した。

▶農業協会は1972年11月以来農業生産拡大のため180万エーカー以上の土地の土壌テストを実施した。

21日 ▶ネ・ウィン議長は計画党第2回大会の閉会にあたり、計画党を量質ともに強化させるため有能な人物を党員として認める必要があることを強調した。

また最終日の議長 Ye Naing は諸階層組織の再編成の必要を強調するとともに、政治的、外交的、軍事的手段により反乱分子を一掃するよう呼びかけた。

ネ・ウィン議長夫妻は党大会代表と夕食会を開催した。

22日 ▶Htaukkyant 近くのゴム・プランテーションの古い爆弾を掘り出していた17人(5人の警察官を含む)が、Hmawbi の第2装甲車連隊により捕獲された。連

発銃2, ステン銃1, ライフル7が押収された。彼等は爆弾の火薬を viss 当り35チャットで市場で売る目的であった。

24日 ▶Bassein: U Dingra Taug 率いる国民投票委員会当地に到着、7,000人以上の労働大衆が歓迎。

29日 ▶1973年青年セミナー、Kaba Aye Hall で開催。計画党書記長 San Yu 将軍は国家事業における青年の現在、将来の役割を定義し、青年計画党中央組織委員長 Lwin はセミナーが青年運動史における画期的事件であるとされた。またカチン州の1代表は、反乱者と戦うため同州への青年組織活動の拡大を呼びかけた。

30日 ▶Kwan Hso Lyan 中隊長率いる Lo Hsing-han 所属の Kokanese 反乱軍の反乱者73人は、Namhsan の第66ビルマ連隊に投降した。カービン銃27, M-7, M-16ライフル21, 小機関銃1, M-79手りゅう弾発射機4, 手りゅう弾16, 爆薬13および弾薬が押収された。

11月

1日 ▶教育関係法発布——革命評議会は、教育関係法を7法、ビルマ大学法1973年、ビルマ基礎教育法1973年、ビルマ教育調査法1973年など(革命評議会法 No. 13—19)を10月29日付で公布した。

2日 ▶政府は、UNDP, UNOTC と地質調査、開発計画のための計画文書に調印した。援助額は約140万ドル。

5日 ▶選挙法発布——ネ・ウィン議長は選挙法、1973年(the Elections Law, 1973)を公布した。これは、人民議会と各レベルの人民評議会において忠実に労働大衆を代表する人民代表の選出とその選挙への広汎な国民参加の促進化を規定したものだ。

6日 ▶Myanmar 鉱物開発公社(MMDC)は、カチン州 Karmaing 郡区において、ひすい採鉱を促進している。当郡区 Phakang, Tawhmaw, Longkhin および Gatehmaw における採鉱は1966—67年に開始された。各年度採鉱量は、1966—67=184 viss, 1967—68=361 viss, 1968—69=852 viss, 1969—70=1,398 viss, 1970—71=2,000 viss, 1971—72=3,000 viss, 1972—73=5,800 viss, 1973—74=6,000 viss 以上(見込み)である。

7日 ▶Homalin: 10カ国17企業の代表23人は、Chindwin 溪谷開発計画に関連し現場視察のため Hkamti に到着した。

10日 ▶コカン族反乱軍は、10月18日までに総計184人が政府に投降し、火器159が押収された。最近では、11月3日、Lo Hsing Han 派コカン族 Yan Way Pyin 反乱軍指揮官を含む25人が Cashio 郡区 Hsin-in 陣地の第41ビルマ連隊部隊に投降、カービン銃7, ピストル

3, M-1 ライフル1, M-16 ライフル1, M-79 手りゅう弾発射機2, 小機関銃および弾薬が押収され, 11月6日, Ho Shauk-chan 指揮官ら39人が Mongpan の第66ビルマ連隊に投降, カービン銃21, ピストル3, M-1 ライフル9, M-16ライフル3, M-79手りゅう弾発射機2, 小機関銃2, 手りゅう弾14および大量の弾薬が押収された。

12日 ▶Kuo Kuang-Hua 率いる7人の中国医療教育代表団到着, 3週間の滞在予定。

15日 ▶第15憲法起草委員フィールド・チームの首班 San Yu 将軍は, 地方チーム員に国民投票で労働大衆の100%の支持を得るため奮闘するよう指示した。各チームの首班は, 各地においてこのように地方チーム員に要請した。

16日 ▶Myanmar 石油公社の第13回年次地質会議が開催, タウン・ティン鉱業相が出席。

▶政府は, 暫定的処置として外国為替統制委員会(委員長は計画・財務相)を設置した。

18日 ▶ネ・ウィン議長夫妻は, 国民投票に関連して地方役人と会談するため北ビルマ, チン特別管区, カチン, シャンおよび Kayah 各州を8日から10日間にわたり巡回した。

23日 ▶ネ・ウィン議長, Tan Sri Lee Siok Yew マレーシア保健相を歓迎。

▶マウン・ルウィン商業相率いるビルマ代表団, コロンボ計画会議第23回会合(ニュージーランド, ウェリントン, 27日開催)に出席のため出発, 一行は, マレーシア, シンガポールおよびインドネシアにおいても貿易促進に関して代表と会談する予定。

24日 ▶政府は, 1970年の協同組合法に即して9つの条令——洋服屋協組条令, 軍人協組条令, 基礎協組連合条令, 郡区協組連合条令など——を公布した。

29日 ▶計画・財務省, 工業問題に関する共同会議を開催, 第2次4カ年経済計画および1974—75年年次計画について討議された。

30日 ▶製塩公社は, 1973—74年生産目標を157.2百万 viss と規定した。管区別ではイラワジ=73.4, Tenasserim=73.3, アラカン=10.5百万 viss と予定。1972—73年の総生産高は106.5百万 viss であった。

▶ネ・ウィン議長は, 26日から4日間にわたる kawthoolei, Tenasserim I, II 管区視察旅行を終えラングーンに戻った。

12月

4日 ▶U San Win 商業副大臣はクアラルンプールで, マレーシア代表と2国間の貿易促進, 経済協力につ

いて会談。

5日 ▶革命評議会は, 法律用語の正確な翻訳のために翻訳法(The Interpretation Law, 1973)を公布した。

▶Myanmar 輸出入公社は, 1972—73年において“Dunya”を含む100万以上のたばこを輸出した。主要輸出国は, USA, イギリス, カナダ, 香港, シンガポールおよびアフリカ諸国である。

7日 ▶反乱軍投降者増加——KNUP 反乱軍指導者 Saw Mya Yin (Pu Htu, Htoo Ka Baw) は, Ingapu 郡区 Nyaungbintha の第38ビルマ連隊の前線部隊に投降, カービン銃が押収された。これは, 南西軍区による「Taing-lone-aung 作戦」によるもので, 9月までに投降した反乱者は600人に達し, 武器366が押収された。3日の第一次作戦では, 政府軍は Saw Mya Yin の秘密キャンプを攻撃, 交戦で彼の妻ら2人が死亡, 「少佐」Mala が捕獲された。また“KNDO”反乱軍のデルタ地域における「地区司令官」, Saw Tun Aye, 衛生兵 Tun Kyi, 指揮官 Saw Kyaw Thin および Shwe Thaung は, Henzada 地区, Laymyethnar 郡区, Ngapihlan 村の第36ビルマ連隊の前線部隊に投降した。

9日 ▶1973年のビルマへの旅行者数は2万人以上に達した。国籍別では日本人が第1位で, フランス人がこれに次いでいる。各年別旅行者数は, 1969年=3,054, 1970年=10,996, 1871年=13,405, 1972年=17,838となっている。

11日 ▶ADB 借款——アジア開発はこのほどラングーンの給水および電化計画用として総額9210万チャットの借款を与えることを決定した。電化計画にはミヤオングの発電機用ガスタービン施設なども含まれている。

12日 ▶青年計画党を中心にして青年層は各地で大衆集会を開催し, 国民投票の準備に積極的に参加している。

▶ラングーン管区・郡区協同組合連合会と Myanmar の輸出入公社は, カチン州北部の積雪山系にのみ栽培される薬草 Khantauk (解熱剤の原料) 1,160ポンドの最初の積送品を日本に輸出した。この薬草は年間約10万 viss 生産され, 現行市場価格では1 viss 当り350チャットであるが, 輸出時には1,000チャット以上となる。

▶Taunggyi: Pa-O 住民は, 封建主義廃止24周年記念式典において新憲法を支持した。式典では, Pa-O の封建主義者反対闘争の目的は社会主義的民主国家の達成であることが強調された。

13日 ▶国民投票委員会発表によれば, 有権者総数は1458万4601人, そのうち外国居住者は1,310人, また開設される投票所は26万1357である。

15日 ▶新憲法に関する国民投票開始さる(31日まで)。

16日 ▶Kengtung: 当地の政府軍司令官 Myo Aung

大佐は、報道関係者との会見で、政府軍は地方住民との協力による「Ye Yan Aung 作戦」の展開により国境地域における敵を一掃し、Mongyang, Mongma および Monglui 地域に押し進み Kengtung 溪谷を支配する目的でそこに本拠をかまえ Salween 川東岸域に「赤色権力」(Red Power) を樹立しようとしていた BCP の戦略に大打撃を与えた、と述べた。

17日 ▶国民投票は、第1日目の15日には全国314郡区の半分以上の郡区において完遂された。

18日 ▶15日シャン州北部 Namhsan 郡区 Kyaukpyu 村域において国民投票を妨害しようとした Palaung 反乱軍指導者 Aung Kyi は、政府軍により捕獲された。反乱軍はすでに投票箱26を破壊していた。

▶道路輸送公社は、商品流通の円滑化と物価騰貴に対処するため1974年1月1日から国有協同組合ストアーに加えて個人ストアーの商品をも運搬する手はずを整えている。

20日 ▶Myanma Badwin 公社は、オーストリアの専門家の援助による Bawsaing における鉛炭酸塩鉱床の可能性調査に関する基本作業を終えた。

22日 ▶内務・宗教省は、各省に人民議会および評議会

選挙においては公務員も立候補する資格を有することを通告した。

23日 ▶人民議会選挙は1月27日から——選挙委員会(通達第3号)によれば人民議会および各レベルの人民評議会にたいする第7回選挙は1974年1月27日～2月10日に実施されることになった。

26日 ▶各レベルの治安・行政委員会は、家畜の無差別殺りくを防止し、ライセンスに基づき畜殺を組織的に監視するよう指示した。

▶人民評議会議席数——革命評議会は、宣言第108号において、4,000人以下の人口を有する郡区人民評議会および400人以下の人口を有する町区・村区人民評議会のメンバー数を規定した。それによれば、4,000人以下の郡区における人民評議会は15人、300人以下の地区・村落地域におけるそれは7人、また301人から400人までの地区・村落地域におけるそれは9人でそれぞれ構成される。

29日 ▶ネ・ウィン議長は、26日から3日間 Sittang 製紙工場と Pa-nga 製塩プラントを視察した。

▶国防省は、国防関係職員および軍人も被選挙権を有することを通達した。

参考資料・主要統計

1. シャン高原における共産軍の動き
2. 政府暫定予算
3. 1972-73年度「人民への報告」
4. 社会主義計画党指導部新任
5. ビルマ選挙法の内容
6. 1973年全国人口センサス結果
7. ビルマ基礎教育法, 1973年
8. ビルマ国民投票法, 1973年(憲法制定)

1. シャン高原における共産軍の動き——(Zaw Win)

1971年6月20日—1973年3月15日の20ヵ月間に1,874回にわたり交戦が生じ、反乱側は3,000人以上死亡、570人捕縛、720人投降、BCP, KIA, Palaung-Shan-H-kunsa グループ(Loi Mao 派)の反乱軍から大量の武器が捕獲された。大まかに、反乱者はBCPのような政治的目的を持つ分子と反乱者を装い不法な冒険を犯す強盗団分子に分けられる。

○BCPの戦略

BCP反乱軍は(1)国境に「共産権力」(Red Power)を樹立し、(2)Pegu Yomaにおいて混乱状態にある党中央委員会を再組織し、(3)国境の占拠を基盤に政府を設置しようと連合戦線(Combined Front)を打ち建てようとしている。この戦略を成し遂げるため、1968年、BCPはNaw Sengがカチンなどの部族を組織しようとしてカチン居住のMong Kao地域に侵入した。KIAとの同盟はうまく進行せず、BCPはShweli溪谷に強力な足場を築くこともできず、Mong Mit, Mogok, Nawng Hkio地域を横切り南方に進み本部と連絡を達成するという企図はくつがえされた。KIAとBCPは古典的なアラブとラクダの関係のようで、KIAは次第にBCPにたいする強力な立場を失いつつあり、1971年にはたびたび衝突するに至った。

政府軍の制圧がおよぶにつれBCPはSalween川を横切り東部に移り、当地で条件を生かし身を固めようとした。政府軍襲撃にたいする自然障害として使用を期した広大なKokang, Wa地域とりわけSalweenの東部には決して適当な行政機構は設立されなかった。住民は政治的、社会的、経済的に後進的であったが故にBCPが影響力を拡大するには容易であった。

伝統的にアヘンを産するKokang地域では地方指導者H Kun Kya ShinとH Kum Kya Hkuが商業利益

をめぐる衝突の結果落後した。BCPはその状況を利用し深く侵入した。人民が後進的で様々な部族が反目していたWa地域北部ではただ入り身を固めるにすぎなかった。1971年12月BCPは重要戦略地点Kunlongを大規模攻撃するほど強力となり、激烈な戦闘後政府軍は敵を撃退し、反乱軍は東部拠点に撤退し、Kokangで再編成した。このKunlongでの40日間の戦闘が転換点となり、政府のBCP領土への攻撃は成功を収めると同時にSalween西部に足場を固めた。1972年5月BCPはKokang北部にゆるぎない支配を達成するという望みを捨て南方に移った。彼らはそこに本部を設置し、Salween東部の南Pang Yangを下った地域で活動した。

●戦力なし

政府軍の戦線開始の結果BCPは容易に持ちこたえられなくなった。BCP総力は推定約3,000人で最早戦力を持ちえなく、1971年におけるように陣地戦闘をやるには衰退している。約1,000人強と見られるKIAはBCPとの反目後うまくいかず、彼らは政府、シャン、Palaung, Loi Maoの反乱軍と同盟を申し入れては失敗し動揺的立場を確証づけている。一方、H Kun Hsaグループとして知られているLoi Mao派は目的上全くの金銭目当ての集団となっている。

2. 政府暫定予算

革命評議会議長は9月27日予算法に基づき政府予算を発表した。なお1974年4月1日から新予算年度が発足するため、今回の予算は10月1日から1974年3月31日までの6ヵ月暫定予算である。これまでの予算年度は10月1日から9月30日までであった。

(1) 革命政府予算概要

革命評議会……………7,384,000チャット
省および局……………205,908,690チャット

公社およびその他政府機関……………
227,021,660チャット

(2) 国家予算収支概要

(歳入) (単位 チャット)

	経常収入 (資本収入)	融資償還分	融資及援助
革命評議会	3,178,000	—	—
省及局	681,770,570	708,900	722,206,800
公社等	4,031,563,600	125,880,000	369,823,000
地方自治体	40,089,480	—	450,000

(歳出)

	経常支出	資本支出	寄付・贈与等
革命評議会	92,500,000	3,570,000	—
省及局	942,240,930	75,720,000	89,333,930
公社等	3,984,423,600	274,032,700	201,890,400
地方自治体	35,164,600	4,176,650	286,000

(3) 1973—74年度生産目標額推計

	目標額 (100チャット)	1972—73年度比 伸び率 (%)
農業	5,042,682	10.9
畜・水産	1,107,865	6.2
林業	492,504	7.6
鉱業	307,021	6.6
工業	7,031,775	7.4
電気	125,332	8.4
建設	642,347	-5.0
運輸	1,120,364	4.1
通信	45,470	2.2
金融	154,013	2.6
社会・行政	2,224,819	17.5
住宅その他	986,869	3.2
サービス	4,182,200	4.8
商業	4,182,200	4.8
計	23,483,247	7.6
輸出(FOB)	978,337	43.8
純国民生産	13,541,322	7.8
国民消費	13,742,985	7.9
消費	12,189,674	4.4
投資	1,376,560	16.8
	(チャット)	
1人当り生産	776	5.0
1人当り純生産	447	5.4
1人当り所得	454	5.6
1人当り消費	403	2.1
1人当り投資	45	12.5

3. 1972—73年度「人民への報告」

政府は9月27日、政府暫定予算とともに1972—73年度

の経済事情について「人民への報告」を発表。以下は概要である。

(1) 一般概況

●1972—73年度の国民総生産は109億7700万チャットであった。

●1人当り国民生産は637チャット、純国民生産は371チャット、国民所得は377チャット、国民消費は339チャット、投資は40チャットであった(1969—70年時価換算)。

●1971—72年から1972—73年の国民生産成長率は2.2%、人口増加率は2.3%であった。したがって1人当りの所得、消費は結果的に減少した。

●1971—72年から1972—73年の部門別生産の伸び率はつぎのとおり。

農業	-6.0%	畜水産	-1.5%
林業	1.5%	鉱業	5.1%
製造業	1.6%	サービス	1.8%

したがって1人当り国民生産は-0.3%、1人当り国民所得は-1.0%、1人当り消費は-0.9%であった。

●成長した部門でも目標率を大きく下回った。部門別の目標を下回った率は、林業8.9%、鉱業7.6%、製造業10.4%、財・サービス全体で6.9%であった。

●米の生産は天候不順により、1966—67年以降の最低であった。このため米の輸出が低減し、外貨収入が減り、各部門に悪影響を与えた。米の販売量(国内)は合計1億2480万バスケットであった。

政府・協同組合による輸入価格は前年度比19%上げたにもかかわらず、政府の輸入量は6060万バスケットにとどまった。

これは生産者が手持ち在庫を増やしたためといえる。またこのことは、闇商人を含む自由市場への流入が増えたことを意味する。これによって一時は米が不足した地域もあったが、価格騰貴はそれほどでもなかった。

今後は政府・協同組合は全力を注いで価格供給の安定に努める。

●貿易では国際金融の不安定で輸入価格が輸出価格を上回り、外資準備が減少した。

1969—70年に比べ輸入は31.2%増加したが輸出の増加は7.6%にとどまった。

●公共部門での利益が低下した。とくに国営企業における資源利用のまずさ、生産性の低さ、計画実施の遅滞、管理の失敗、労働者の未熟などで問題が露呈した。

(2) 工業

●1972—73年度における工業生産額は55億6900万チャットであった。これは前年度比1.6%の増加であったが、目標成長率10.4%を大きく下回った。

○1972—73年度の全国の製造業企業数は2万8728で、所有形態別では国営1,475, 協同組合30,, 政府管理28, 民間2万6920である。

○なお現在、国営部間では27工場が建設中である。なおこの2ヵ年間で30工場が完成した。

業種別工業生産高 (単位 100万チャット)

	1971—72	1972—73
食料・飲料	3,382	3,181
衣料	566	743
住宅用材	400	414
身回り品	151	159
家庭用品	17	21
印刷・出版	47	71
原材料	270	255
鉱産物	399	357
農機具	13	37
工業用設備・機械	8	11
輸送機器	96	101
電気機具	26	37
その他	135	179

4. 社会主義計画党指導部新任

社会主義計画党は10月17日の党中央委員会、党監査委員会、党中央問題委員会のメンバーの選挙結果を発表した。

(1) 党中央委員会メンバー

- 1 U Ne Win: 委員長
- 2 General San Yu: 書記長
- 3 U Kyaw Soe
- 4 Brigadier Tin Oo
- 5 U Thaug Kyi: 副書記長
- 6 Brigadier Thaug Dan
- 7 U Van Kulh
- 8 U Lwin
- 9 Dr. Hla Han
- 10 U Tin Win Nyo
- 11 Colonel Kyaw Htin
- 12 Dr. Maung Maung
- 13 U Zaw Win
- 14 Commodore Thaug Tin
- 15 U Ko Ko
- 16 U Maung Maung Kha
- 17 U Thein Ngwe
- 18 Colonel Saw Pru
- 19 Colonel Kyi Maung
- 20 U Tho Htein
- 21 U Kyaw Khine
- 22 U Khin Maung Ti
- 23 U Aung Bwint
- 24 U Khen Za Moong
- 25 U Mahn San Myat Shwe
- 26 U Kun
- 27 Dr. Maung Lwin
- 28 U Aung Pe
- 29 U Tun Tin
- 30 U Min Gaung
- 31 U San Shein
- 32 U Ye Goung
- 33 U Myint Aung
- 34 U Tnan Hlaing
- 35 U Hpau Yu Hka
- 36 U Maung Aye
- 37 U Htin Kyaw
- 38 Colonel Than Tin
- 39 U Aung Tun
- 40 U Khin Maung Kyi
- 41 U Tin Thein
- 42 U Thein Htoo
- 43 U Khin Nyein
- 44 U Sein Khaw Khai
- 45 U Sein Hlaing
- 46 U Htwe Han
- 47 U Than Yu
- 48 Colonel Khin Ohn
- 49 U San Win
- 50 U Mya Maung
- 51 U Sein Maung
- 52 Colonel Aye Ko
- 53 U Hkun Thein
- 54 Dr. Thein Aung
- 55 U Tin Aung
- 56 Colonel Hla Tun
- 57 U Ohn Kyi
- 58 U Maung Kyaw
- 59 U Tin Ohn
- 60 Colonel Myo Aung
- 61 U Aung Kyaw Myint
- 62 U Aye San
- 63 U Hla Shwe
- 64 Colonel Tun Tin
- 65 Colonel Maung Cho
- 66 U Chit Hlaing

67 Colonel San Kyi
 68 U Ohn Kyaw
 69 U Hla Khaing
 70 U Tha Kyaw
 71 Brigadier Ba Thaw
 72 U Kyi Nyo
 73 U Khin Maung Mya
 74 U Han Htwe
 75 U Kyaw Tun
 76 U Khin Aye
 77 U Tun Shein
 78 Dr. Maung Maung Aye
 79 U Soe Hlaing
 80 U Myint Tnein
 81 Dr. Nyi Nyi
 82 U Kyaw Thant
 83 U Ba Nyein
 84 U Ohn Sein
 85 U Tnan Nyunt
 86 U Sai Maing
 87 U Tin Shwe
 88 Colonel Tin Oo
 89 U Kyaw Zaw
 90 Colonel Pe Aung
 91 U Tun Lin
 92 U La Zwam Htan
 93 Colonel Tun Yee
 94 U M. Sinsar
 95 U Aung Khin
 96 U Saw Han Thein
 97 Colonel Hla Maung
 98 U Chit Tin
 99 U Hla Moe
 100 U Tnan Scin
 101 U Peter La Sun Gauug
 102 U Tint Shein
 103 U Chit Mounng
 104 U Kyaw Win
 105 U Onh Myint
 106 U Tin U
 107 U Hla Maung
 108 U Hla Aye
 109 U Pan Sein
 110 U Kyaw Yin
 111 U Saw Oo
 112 U Tin Aye

113 U Tun Mya
 114 U Saw Eral
 115 U Sao Nyunt Aung
 116 U Lwin Maung
 117 Dr. Khin Maung Win
 118 Colonel Soe Thein
 119 Colonel Yan Naung Soe
 120 U SawBi
 121 Colonel Ko Ko Lay
 122 U Tnein Dan
 123 U Maung Maung
 124 U Myo Myint
 125 U Kyin Tin
 126 Lt.-Col. Soe Hlaing (Air)
 127 U Ba Pyu
 128 U Bo Ni
 129 U Thet Tun
 130 U Kyaw Maung
 131 U Kya Gyi
 132 U Tin Pe
 133 Colonel San Tha
 134 U Ba Hlaing
 135 U Thein Nyunt
 136 U Shwe Zan Aung
 137 U Aung Tha Zan
 138 U Myo Myint
 139 U Hla Tin
 140 Colonel Khin Maung Than
 141 U Tun Yin Law
 142 U Saw Shwe Lay
 143 U Tin Tun
 144 Colonel Tin Sein
 145 Colonel Hla Pe
 146 U Tin Aye
 147 U Khin Maung
 148 U Ne Aung
 149 U Myint Lwin
 150 U Sai San Tun.

(2) 党中央委员会幹部候補
 1 U N. D. Zau Tung
 2 U Saw Barney
 3 U Tha Doe
 4 Thakin Tin Mya
 5 Colonel Aung Khin
 6 U Tun Shwe
 7 U Ye Htut

- | | | | |
|-----|------------------------|-----|------------------------|
| 8 | U Maung Maung Gyi | 3 | U Hla Phone |
| 9 | U Hla Soe | 4 | Brigadier Myint Maung |
| 10 | U Ni Hla Oo | 5 | Colonel Tint Swe |
| 11 | U Tin Lat | 6 | Colonel Sein Lwin |
| 12 | Lt.-Col. Ba Aung | 7 | Colonel Min Thein |
| 13 | U Than Ngwe | 8 | Colonel Tun Aung Kyaw. |
| 14 | U Maung Maung | 9 | U Maung Nyo |
| 15 | U Than Win | 10 | U Saw Tun |
| 16 | U Khin Maung | 11 | U Tun Myint (Langhko) |
| 17 | Colonel Tun Kyi | 12 | U Moun Moun Kyaw Wynn |
| 18 | U Win | 13 | U Nyunt Thein |
| 19 | Colonel Kyaw Nyein | 14 | U Thein Win |
| 20 | U Ba Nyein | 15 | U Tin Maung |
| 21 | U Tun Shein | (4) | 党監査委員会幹部候補 |
| 22 | U Zaw Pe | 1 | U Saw Tha Din |
| 23 | Colonel Tin Myat | 2 | U Aung Chain |
| 24 | U Khin Maung U | 3 | U Mahn Tha Myaing |
| 25 | U Thein Aung | 4 | U San Maung |
| 26 | U Sai Thet Mon | 5 | U Htein Lin |
| 27 | U Tin Aye Kyaw | (5) | 党中央問題委員会メンバー |
| 28 | Colonel Tin Oo | 1 | U Maung Aye |
| 29 | U Tun Hlaing | 2 | U Myint Aung |
| 30 | U Phone Aung | 3 | U Hla Moe |
| 31 | U Saw Tun | 4 | U Lwin Maung |
| 32 | U Saw Myint Thein | 5 | U Lwin |
| 33 | Lt.-Col. San Lwin | 6 | U Khin Nyein |
| 34 | U Maung Maung Sein | 7 | U Hla Aye |
| 35 | U Hpone Hlaing | 8 | U Ye Goung |
| 36 | Lt.-Col. Hla Kyi | 9 | Dr. Nyi Nyi |
| 37 | U San Thein | 10 | U Myo Myint |
| 38 | U Than Byin | 11 | U Tin Aye |
| 39 | Colonel Knin Maung Lay | 12 | U Than Hlang |
| 40 | U Tint Lwin | 13 | U Khin Maung Mya |
| 41 | U Hla Tun | 14 | Dr. Khin Maung Win |
| 42 | U Min Nyi | 15 | U Myint Thein |
| 43 | U Ohn Maung Gyi | 16 | U Myo Myint |
| 44 | Saya Sein | 17 | U Htwe Han |
| 45 | U Min Htwe | 18 | U Tin Tun |
| 46 | U Thein Cho | 19 | U Kyaw Thant |
| 47 | Colonel Hla Swe | 20 | U Htin Kyaw |
| 48 | U Aung Sein Hla | 21 | U Tha Kyaw |
| 49 | Lt.-Col. Min Swe | 22 | U Khin Maung Kyi |
| 50 | U Ye Maung | 23 | U Tin Pe |
| (3) | 党監査委員会メンバー | 24 | U Maung Maung |
| 1 | U Sein Win: 委員長 | 25 | Dr. Maung Maung Aye |
| 2 | U Than Sein: 書記長 | 26 | U Pan Sain |

27 U Aung Kyaw Myint
 28 U San Win
 29 Thakin Tin Mya
 30 Colonel Maung Cho
 31 U Chit MOUNG
 32 U Tin U
 33 U Tin Latt
 34 Dr. Tnein Aung
 35 U Ohn Myint
 36 U San Shein
 37 U Kyaw Khaing
 38 U Min Nyi
 39 U Win
 40 U Thein Ngwe
 41 U Tin Nyo
 42 U Ye Ttut
 43 U Aye San
 44 U Tun Shwe
 45 U Ba Nyein
 46 U Nein Htoo
 47 U Zaw Pe
 48 Colonel Hla Maung
 49 U Than Yu
 50 U Tin Aye Kyaw
 51 U Tint Shein
 52 U Han Htwe
 53 U Chit Hlaing
 54 U Myint Lwin
 55 U Tha Doe
 56 U Than Nyunt
 57 U Than Ngwe
 58 U Tho Htein
 59 U Khin Maung Ti
 60 Lt.-Col. Soe Hlning (Air)
 61 U Shwe Zan Aung
 62 U Khin Maung U
 63 U Maung Maung
 64 U Tin Aung
 65 U N. D. Zau Tung
 66 U Bo Ni
 67 U Ba Hlaing
 68 U Sein Hlaing
 69 U Hla Khaing
 70 U Aung Tun
 71 U Aung Bwint
 72 U Min Goung

73 U Ohn Sein
 74 U Ba Nyein
 75 U Min Htwe
 76 U Maung Kyaw
 77 U Ye Maung
 78 U Hla Shwe
 79 Colonel Tin Myat
 80 U Tun Hlaing
 81 U Tint Lwin

(6) 党中央執行委員会メンバー

- 1 Dr. Hla Han
- 2 Dr. Maung Lwin
- 3 U Kyaw Soe
- 4 Brig. Tin Oo
- 5 Brig. Thaug Dan
- 6 U Lwin
- 7 Com. Thaug Tin
- 8 Dr. Maung Maung

(7) 同候補

1. U Maung Maung Kha
2. U Ko Ko
3. U Aung Pe
4. Col. Kyaw Htin

5. ビルマ選挙法の内容

政府は1973年11月12日「第1次人民議会及人民評議会選挙法、1973年」を発表した。これは革命評議会法第21号に定められたものである。以下は選挙法の抜粋である。

(序文) 略

第I章 名称、範囲、定義

第1条 名称及範囲

1. 名称は「The First Peoples Assembly and Peoples Council At Different Levels Election Law, 1973.」である。
2. 及ぶ範囲はビルマ連邦全土。

第2条 定義

3. 各種人民評議会とは州人民評議会、管区人民評議会、郡区人民評議会、町区人民評議会、村区人民評議会のことである。

以下略

第II章 選挙制度

(1) 無記名投票制

人民議会および人民評議会議員は無記名による直接選挙。

(2) 投票資格年齢

人民議会および人民評議会の選挙権年齢は18歳以上の男女。

(3) 選挙権の平等

議員選挙での選挙は全国民が平等に有する。

(4) 直接選挙

各種人民代表（議会及評議会議員）は選挙権を有する国民によって選出される。

1. 町区および村区評議会議員は当該選挙区に居住し、選挙権を有する人による無記名投票によって選出される。
2. 郡区人民評議会議員は当該選挙区に居住し、選挙権を有する人による無記名投票によって選出される。
3. 州人民評議会および管区人民評議会議員は当該選挙区に居住し、選挙権を有する人による無記名投票によって選出される。
4. 人民議会議員は当該選挙区（郡レベル）に居住し、選挙権を有する人による無記名投票によって選出される。

第4条 選挙権無資格者

つぎに該当する人は選挙権を持たない。

1. 宗教人（仏教では僧侶、尼僧、修道僧など）
2. ビルマ国籍のない者、市民権のない者。
3. 法廷審理によって不適格者と判断されたもの。
4. 服役中のもの。

第三章 人民議会および人民評議会の構造

第5条 人民議会の構造

第1回人民議会はつぎのような方法で各郡から選出された議員によって構成される。

1. 人民議会議員は各郡から1名ずつ選出される。
2. 人民議会議員は各郡から1名ずつに加えて、人口10万以上の郡からさらに1名ずつ選出される。
3. ~5. カヤ州の Loikaw, Demoso 各郡、カレン州の Pa-an, Papun, Thandaung 各郡、チン州の Tiddim, Falam, Matupi, Paletwa 各郡については規定の定員1名に加え、さらに1名ずつ選出される。

第6条 州人民評議会および管区人民評議会の構造

1. 州人民評議会および管区人民評議会は当該州および管区内の郡を基礎に構成され、最低30、最高100名の議員からなる。
2. 州および管区人民評議会の議席数は当該州、管区内の郡の人口と比例して設定される。

第7条 郡区人民評議会の構造

1. 郡区人民評議会は当該郡内の町村あるいは部落を基礎に構成され、最低20、最高100名の議員か

らなる。

2. 郡区人民評議会の議席数は当該郡の人口あるいは郡内町区、村区の人口と比例して設定される。
3. 革命評議会および関係機関は人口4,000人以下の郡区で議席数以下の郡人民評議会に対しては代表権を行使することができる。
4. 設立した郡区人民評議会の議席数を100以上にするかどうかは当該郡区小委員会がこれを決定する。

第8条 町区および村区人民評議会の構造

1. 町区および村区人民評議会は最低10、最高30名の議員で構成される。
2. 両評議会の議席数は当該町区および村区の人口を基礎に評定される。
3. 革命評議会および関係機関は人口400以下の町区および村区で議席数10以下の評議会には代表権を行使することができる。

第四章 指定選挙区

第9条 指定選挙区に関する基本的原則

- (1) 人民議会および各レベル人民評議会の選挙区は地域の人口を基礎として地理的、運輸、通信、社会的諸条件、住民の習慣、行政区分などを考慮して画定される。
- (2) 人民議会および州人民評議会、管区人民評議会の選挙区は郡区および人口を基礎として画定される。行政区画として区分された町区および村区は選挙区として分轄されない。すなわち1行政区がそのまま同じ選挙区となる。
- (3) 郡区人民評議会の選挙区は当該郡内の町区および村区または人口を基礎に画定される。町区または村区の人口が多い場合は郡区人民評議会選挙区は郡人民評議会の議席数を基礎に画定される。
- (4) 町区および村区人民評議会の選挙区は当該町区および村区の人口を基礎に画定される。村区人民評議会選挙は場合によっては村区人民評議会議員数を基礎に画定される。

第10条 選挙区の確定と発表

第五章 人民代表（各レベル議員）の資格

第11条 被選挙権者

- (1) 人民議会および各レベル人民評議会議員の被選挙権者はつぎのとおり。
 1. 法規定に適要しかつ、ビルマ連邦国人の両親から生まれた国民。
 2. 法規定に適要しかつ、ビルマ連邦市民権を持つ両親から生まれた国民。
- (2) (1)に該当するもののうち選挙日当日に20歳以上

である国民は町区および村区人民評議会に対する被選挙権を有する。

(3) 24歳以上の国民で(1)の規定に該当するものは州人民評議会、管区人民評議会に対する被選挙権を有する。

(4) 28歳以上の国民で(1)の規定に該当するものは人民評議会に対する被選挙権を有する。

第12条 被選挙権に関する地域の画定

(1) 町区および村区評議会の被選挙権者は当該町区および村区に居住することを原則とする。

(2) 郡区人民評議会の被選挙権者は当該郡区に居住することを原則とする。

(3) 州および管区人民評議会に対する候補者はつぎのように定められる。

1. 当該州および管区の該当選挙区内に居住するもの。

2. 当該州および管区内における全選挙区内居住者。

3. 他の州および管区に住んでいても他の州および管区に候補者としてリストアップされているもの。

(4) 人民議会候補者はつぎのとおりである。

1. 当該郡区に居住する者。

2. 立候補者選定のための調整委員会によってリストアップされた全連邦内の居住者——特定選挙区にリストアップされる。

第13章 被選挙権無資格者

1. 宗教人。

2. 法廷審査により不適格者と認定されたもの。

3. 服役中のもの。

4. 両親およびいずれかがビルマ帰化した外国人のうち、両親およびいずれかが帰化する以前に生まれたもの。

第VI章 投票方法

第14条 投票の種類

(1) 選挙委員会はつぎのような投票を各選挙区ごとに別々に行なう。

1. 人民議会投票

2. 州および管区人民評議会投票

3. 郡区人民評議会投票

4. 町区および村区人民評議会投票

第15条 投票権有資格者と無資格者

第16条 投票および集計管理

第17条 投票の事前発表

第18条 追加投票

第七章 議会議員の候補者リスト提出

第19条 党の指導に基づく候補者に関する調整会議の開催。

ビルマ社会主義計画党は議会議員の候補者リストを提出するための調整会議を開催する。この会議は党の指導によって当該選挙区の住民および階級、大衆組織が設立する。

第20条 各レベルの調整会議の開催

第21条 候補者リスト提出のための手続規定の策定

第八章 投票

第22条 選挙の開催

(1) 人民議会および人民評議会選挙は可能な限り同日に行なう。

(2) 選挙は可能な限り国民休日に行なう。

(3) 選挙期日は事前に発表される。

第23条 投票所の設営

第24条 投票所グループの設定

第25条～第29条 略

第IX章 投票数の勘定と選挙結果

第30条～第34条 略

第X章 選挙不正行為および罰則

第35条～第42条 略

第XI章 選挙に関する違反裁判

第43条～第49条 略

第XII章 補欠選挙の実施

第50条 人民議会議員の欠員

つぎのような理由で人民議会に欠員が生じた場合各選挙小委員会は補欠選挙を実施する。

(1) 議員の死亡

(2) 議員の資格無効

第51条 人民評議会の場合も第50条に準ずる。

第XIII章 一般規定

第52条～第54条 略。

6. 1973年全国人口センサス結果

全ビルマ	28,885,867	Haka	29,099
男	14,356,754	Thangtlang	38,735
女	14,529,113	Tiddim	56,676
		Tunzang	21,312
	諸種の理由による、特定地域においては推計値である、実数はつぎのとおり	サガイン管区	3,115,502
計	28,047,044	Sagaing	190,080
男	13,936,841	Myinmu	80,510
女	14,110,203	Myaung	95,457
カチン州	735,144人	Ngazun	113,841
Myitkyina 郡	103,225	Shwebo	166,894
Waingmaw	69,316	Kin-U	92,082
Njangyang	14,331	Wetlet	144,919
Mogaung	71,311	Kanbalu	137,728
Mohnyin	107,592	Kyunhla	39,063
Kamaing	25,893	Ye-U	83,974
Tanaing	12,727	Dapayin	89,576
Chipwe	12,903	Taze	104,331
Hsaulau	9,691	Katha	78,354
Bhamo	65,383	Indaw	63,205
Shwegu	40,825	Tigyaing	56,478
Momauk	66,362	Banmauk	51,260
Sumprabum	20,532	Kawlin	73,795
Machambaw	12,697	Wuntho	39,353
Hkawbude	13,344	Pinlebu	39,309
Naungmon	6,007	Mawlaik	29,799
カヤ州	126,492	Paungbyin	58,064
Loikaw	47,562	Tamu	33,361
Demoso	29,458	Kalewa	38,365
Hpruso	18,986	Kalemyo	124,209
Hpasawng	14,503	Mingin	57,471
Mehsenan	4,774	Monywa	195,915
Shadaw	11,209	Budalin	95,223
コウツレイ州	856,218	Ayadaw	115,265
Pa-an	249,599	Chaung-U	67,490
Hlaingbwe	179,753	Yinmabin	81,315
Papun	76,766	Kain	82,728
Thandaung	51,224	Salingyi	84,419
Kawkareik	137,888	Pale	86,573
Myawaddy	32,771	Hkamti	19,471
Kya-in Seikkyi	128,217	Homalin	92,889
チン特別管区	323,094	Leshi	11,265
Mindat	29,012	Lahe (Antpaw)	32,214
Matupi	37,184	Namyun	45,257
Kanpetlet	11,702	テナセリム第1管区	1,313,111
Paletwa	52,089	Moulmein	202,967
Falam	47,285	Kyaikmaraw	127,966
		Chaungzon	101,625
		Thanbyzayat	92,113

Mudon	154,813	Chauk	154,765
Ye	133,688	Taungdwingyi	155,811
Thaton	153,698	Myothit	99,105
Paung	150,905	Natmauk	153,206
Kyaikto	83,593	Sagu	105,984
Bilin	111,743	Pwinbyn	108,871
テナセリム第Ⅱ管区	717,607	Ngape	27,459
Tavoy	101,536	Salin	158,913
Launglon	95,638	Sidoktara	30,995
Thayetchaung	81,018	Thayetmyo	77,331
Yebyu	64,904	Mindon	47,672
Mergui East	133,150	Kamma	58,304
Mergui West	66,689	Minhla	64,592
Bokpyin	27,616	Aunglanmyo	131,825
Palaw	75,095	Sinbaungwe	67,797
Tenasserim	47,809	Pakokku	212,610
Kawthaung	24,152	Yesagyo	174,081
ペギー管区	3,174,109	Myaing	172,019
Pegu	254,761	Pauk	104,095
Thanatpin	103,216	Seikpyu	62,192
Kawa	143,709	Saw	47,071
Waw	120,085	Gangaw	72,174
Nyaunglebin	137,765	Htilin	41,724
Kyauktaga	136,487	マンダレイ管区	3,662,312
Daik-U	124,490	Mandalay S-E	100,045
Shwegyin	60,289	" N-E	95,544
Prome	148,123	" S-W	113,702
Paukkaung	69,499	" N-W	107,975
Padaung	101,962	Amarapura	106,143
Paungde	104,651	Patheingyi	74,675
Thegon	104,201	Madaya	117,755
Shwedaung	105,864	Singu	65,980
Tharrawaddy	117,597	Maymyo	100,834
Letpadan	138,847	Mogok	79,501
Minhla	95,211	Thabeikkin	30,398
Okpo	90,978	Kyaukse	115,709
Zigon	55,355	Singaing	77,491
Natlalin	129,184	Myittna	98,343
Monyo	101,560	Tada-U	103,025
Gyobingauk	92,268	Myingyan	220,129
Toungoo	143,838	Taungtha	170,748
Yedashe	112,030	Natogyi	137,691
Kyaukkyi	65,325	Kyankpadoung	191,312
Pyu	164,020	Pagan (Nyaung-U)	163,094
Oktwin	87,633	Yamethin	144,690
Tantabin	65,161	Pyawbwe	169,105
マグウエ管区	2,632,144	Tatkon	132,444
Magwe	175,499	Pyinmana	172,687
Yenangyaung	128,049	Lewe	149,665

Meiktila	229, 556	Seikkyi Kanaungto	12, 459
Mahlaing	124, 132	Cocos Island	753
Thazi	123, 583	Syriam	90, 267
Wundwin	146, 356	Kyauktan	90, 456
アラカン管区	1, 710, 913	Thongwa	100, 395
Akyab	143, 215	Kayan	104, 387
Ponnagyun	70, 608	Twante	151, 276
Rathedaung	95, 270	Kungyangon	68, 419
Myohaung	119, 835	Kawhmu	73, 122
Kyauktaw	130, 867	Hmawbi	95, 690
Minbya	107, 964	Hlegu	140, 764
Pauktaw	82, 200	Taikkyi	139, 295
Maungdaw	223, 302	Tantabin	76, 697
Butheedaung	163, 353	シャン州	3, 178, 214
Kyaukpyu	107, 429	Taunggyi	149, 369
Manaung	56, 769	Hopon	52, 273
Ramree	82, 857	Yawnghwe	96, 229
Myebon	60, 530	Siseng	55, 168
An	60, 632	Kalaw	78, 591
Sandoway	85, 045	Pindaya	39, 716
Taungup	76, 472	Ywangan	38, 327
Gwa	44, 565	Lawksawk	59, 802
ラングーン管区	3, 186, 886	Pinlaung	83, 860
Insein	162, 483	Hpekon	41, 000
Mingaladon	90, 479	Loilem	79, 024
North Okkalapa	155, 250	Lecha	35, 500
Kamayut	67, 227	Namsam	46, 375
Hlaing	131, 562	Kunheim	39, 655
Mayangon	108, 808	Mongnai	32, 607
Thingangyun	141, 297	Langkho	38, 268
Yankin	68, 822	Maukonai	26, 425
South Okkalapa	149, 377	Mongpan	22, 515
Kemmendine	64, 311	Kyethi	55, 779
Sanchaung	66, 455	Mongkai	68, 856
Ahlone	46, 561	Mongshu	33, 236
Lanmadaw	42, 738	Lashio	154, 552
Pabedan	40, 731	Hsenwi	42, 506
Latha	31, 605	Tangyang	111, 284
Botataung	44, 044	Mongyai	40, 122
Pazundaung	34, 727	Kutkai	123, 871
Kyauktada	37, 700	Muse	82, 478
Dagon	35, 599	Namkham	72, 355
Bahan	85, 686	Kyaukme	120, 841
Tamwe	106, 710	Nawngkhio	68, 734
Mingala Taunghyunt	96, 341	Namhsam	54, 282
Thaketa	145, 865	Momeik	37, 076
Dawbon	37, 403	Mabein	18, 813
Seikkan	7, 728	Hsipaw	97, 944
Dallah	43, 397	Namtu	87, 249

Kunlong	83,795	Kyonpyaw	169,022
Hopan	50,141	Yegyi	157,529
Kongyan	22,880	Kyaunggon	103,157
Mongmau	48,667	Henzada	283,658
Panwang	21,016	Zalun	145,640
Nahpan	28,375	Lemyethna	86,733
Manhpan	34,931	Myanaung	183,192
Panyang	36,823	Kyangin	71,858
Kengtung	174,072	Ingapu	185,060
Mongpin	60,532	Myaungmya	221,378
Mongyaung	60,855	Einme	118,328
Mongkhat	33,509	Labutta	172,604
Mongtong	20,924	Wakema	201,602
Monghsat	52,234	Moulmeingyun	179,118
Tachilek	58,499	Maubin	206,270
Mongyaung	78,269	Pantanaw	149,485
Monghpyat	28,009	Yandoon	135,100
イラワジ管区	4,152,521	Danubyu	137,279
Bassein East	138,793	Pyapon	135,010
" West	196,795	Bogale	231,436
Thabaung	101,582	Kyaiklat	122,996
Ngaputaw	185,293	Dedaye	133,603

7. ビルマ基礎教育法, 1973年

(抜萃)

序 文

社会主義経済、公共行政・社会制度がビルマ型社会主義により建設されつつあり、基礎教育制度が社会主義経済の定着化および一層の強化と建設中の公共行政・社会構造に貢献する新制度となる必要があるゆえ、革命評議会は次のように法律を制定する。

第 I 章 名称、発効日および定義

1. (a) 当該法は、ビルマ連邦基礎教育法, 1973年という。

(b) 当該法は、教育機関の教員免許あるいは教育学位のための訓練課程以外の基礎教育教員のための訓練課程の組織化、教育資格の実施、登録、教員の職業的威厳の擁護・確認、国民に基礎教育を施すために政府と公的協力を可能たらしめる方法規定、適当な時期に義務教育を適切な水準に引上げること、に関する事柄に及ぶ。

(c) 当該法は即時効力を発する。

2. 当該法における用語は次のように定義される。

(a) 「当該法」とは、ビルマ連邦基礎教育法, 1973年、を意味する。

(b) 「基礎教育評議会」とは、第 5 節 (9) 項に基づき構成された基礎教育評議会を意味する。

(c) 「カリキュラム」とは、当該法に規定された教育目的を実現するため学校で集散的に教えられる科目および学校内外での訓練からなる実践的教育開発活動を意味する。

(d) 「摘要」とは、各学校科目あるいは各実践的教育開発活動のための詳細な教授計画を意味する。

(e) 「実践的教育開発活動」とは、当該法に規定された教育目的を実現するため、学校科目の教授に即して学校内外を問わず学校時間内外に体系的に組織された教育活動の全体計画を意味する。

(f) 「学校」とは、政府の規定したカリキュラムと摘要に即して教育を頒つたため政府あるいは政府に認可された地方組織により経営されたる施設を意味する。

(g) 「基礎教育」とは、職業教育学校で職業教育を、あるいは大学・研究所で高等教育を追求するため国民により取得されるべく政府により基礎教育と規定された 3 規定以上からなる教育を意味する。

(h) 「教員」とは、政府により基礎教育のため規定されたカリキュラムに含まれる科目を 1 つ以上学校で教える者を意味する。

(i) 「教科書」とは、学校や教員訓練学校で使用するため当該法に基づき形成された基礎教育科目・摘要・教科書委員会により発行あるいは規定された書籍を意味する。

(j) 「教員訓練学校」とは、政府により規定されたもっとも高い水準にまで基礎教育を、あるいは政府により特別に規定された科目を教えるための教員を訓練する目的で教育機関の教員免許あるいは教育学位のための教職訓練以外に政府により開設された機関あるいは学校を意味する。

第II章 目的

3. 基礎教育の主たる目的は以下のようなものである。

(a) 国民を基礎教育、健康および道徳的特質を充分にそなえた肉体的・精神的労働者にすること。

(b) ビルマ型社会主義のイデオロギーに充分なる理解、忠誠および確信をもって社会主義社会を建設・擁護するに充分な資格を有する国民をつくること。

(c) 社会主義社会を確立・維持するために適切な職業教育と訓練に適当な段階で分岐させうる基礎を置くこと。

(d) 生産力を上げ、それをより効果的ならしめるに貢献する科学を優先すること。

(e) 文化、美術および文学の保護・発展のためにも芸術の研究を優先すること。

(f) 大学教育を追求するため堅固な教育基礎を打ち建てること。

第III章 教育・学校の段階

4. (a) 基礎教育は次のように類別される。

(1) 初級レベル

(2) 中級レベル

(3) 上級レベル

(b) (1) 初級レベルは5基準5年からなり、通常各基準は1年である。認可の年齢制限は都度政府により規定される。

(2) 中級レベルは4基準からなり、通常各基準は1年である。

(3) 上級レベルは政府により規定された中級レベル達成から基礎教育達成まで数多くの基準からなり、通常各基準は1年である。

(c) (1) 初級レベルを有する学校は小学校という。

(2) 初級レベルは別として中級レベルを有する学校は中学校という。

(3) 初級レベルは別として中・上級レベルを有する学校は高等学校という。

第IV章 基礎教育の監督

5. (a) 政府は基礎教育の監督のため基礎教育評議

会を設置する。

(b) 基礎教育評議会構成委員について(省略)。

(c) 基礎教育評議会の任務は次のとおりである。

(1) 次のような点では国家の教育政策に即して手引きされること。

a. 基礎教育の教授、その職業教育および大学教育との適合理化。

b. 教員の訓練。

c. 教員の能力の促進化。

d. 教員の資格規定、登録および威厳の擁護。

e. カリキュラムと摘要に関する事柄。

f. 教科書に関する事柄。

g. 学校図書館と博物に関する事柄。

h. 基礎教育学校の開設、閉鎖、改善、視察。

i. 国民に基礎教育を施すため政府との公的協力の方法規定。

j. 適当な時期に義務教育を適切な水準まで規定すること。

(2) 全体として基礎教育に係わる事業が立案された手引きと適合することを保証し、効果的に国の発展を促進させるため検査、視察、調整すること。

(3) 政府により委託された基礎教育に関する事柄についての意見を考慮、研究、討議および提出すること。

6. 基礎教育評議会は、第5節(c)項に基づく任務を履行するために次のような別組織を設置できる。

(a) 基礎教育カリキュラム・摘要・教科書委員会。

(b) 教職教育監督委員会。

7. (a) 6節(a)項の構成委員について(省略)。

(b) 基礎教育カリキュラム・摘要・教科書委員会の任務は次のようなものである。

(1) 第5節(c)項(1)に基づく基礎教育評議会により立案された手引きに即当該法の規則に適合して次のような点を実施すること。

a. カリキュラムと摘要の立案、検査、改訂。

b. 教科書の作成、編集、出版。

c. 教授目的の作成。

d. 試験実施についての報告

(2) カリキュラムと摘要に関する任務実施については、

a. 各科目あるいは一連の科目にたいし科目別組織を設置しうる。

b. 地方組織を設置しうる。

(3) 教科書に関する任務実施については、

a. 編集、検査および認可するための組織を設置しうる。

b. この組織の活動計画は基礎教育評議会の承認によ

り立案、修正、実行される。

(c) 教職教育監督委員会構成委員について、(省略)。

(d) 教職教育監督委員会の任務は次のようなものである。

(1) 第5節(c)項(1)に基づく基礎教育評議会により立案された手引きに即し当該法の規則に適合して次のような点を実施すること。

a. 教職訓練課程のためのカリキュラムと摘要の立案および修正。

b. 教職訓練の実施

c. 教職教育のための教科書の作成、編集、認可および規定。

d. 教職訓練課程のための試験の実施。

e. 教員の教授能率の促進化。

f. 教員の登録。

g. 教員職の威厳の擁護。

(2) (1)(a)(b)(c)および(d)の任務を実施するとき基礎教育カリキュラム・摘要・教科書委員会と協力すること、必要とあらば別組織を設置しうること。

(3) 教員訓練機関あるいは学校の開設閉鎖および資格充分な教職教育教員の確保に関しては時々基礎教育評議会に助言すること。

(4) 教員訓練機関・学校での教授の促進と近代化、充分な教授目的の保持、そのような教授目的を訓練生自身が作り出さうよう教えることおよび教職教育教員の研究活動の促進を監督すること。

(5) 必要あらば教員訓練機関・学校を時々視察するため調査団を設置し、勧告すること。

8. 基礎教育評議会およびその傘下諸組織の委員の在任期間は、有職委員を除き3年とする。

第V章 基礎教育管理

9. 法律条項に即し地方当局と協力し基礎教育評議会とその傘下の組織の援助により、教育省が基礎教育を管理する。

10. 当該法の条項を円滑に実施するため、政府は規則をつくり、命令あるいは指令を発しうること。

11. ビルマ連邦基礎教育法、1966年(ビルマ連邦革命評議会第2法律、1966年)は、これにより廃止される。

署名 ネ・ウィン

革命評議会議長

(ラングーン、1973年10月29日付)

8. ビルマ国民投票法、1973年(憲法制定)

序 文

全国の労働大衆が切望する豊かな社会主義社会を確立

するため労働大衆の意志と積極的参加に従って起草された憲法は、第3次草案の段階に達した。国民投票を通してこの草案を確定・公布するため、革命評議会は次のような法律を發布した。

第1章 名称、発行日および定義

1. 名称・発行日

(1) 当該法は、ビルマ連邦社会主義共和国の草案憲法確定のための国民投票実施に関する法律、1973年という。

(2) 当該法は、直ちに発効する。

2. 定義……当該法における用語は次のような意味をもつ。

i 「当該法」とは、ビルマ連邦社会主義共和国の草案憲法確定のための国民投票実施に関する法律を意味する。

ii 「国民投票」とは、ビルマ社会主義連邦の草案憲法の確定・公布のために実施される国民投票を意味する。

iii 「委員会」とは、国民投票実行委員会を意味する。

iv 「州・管区小委員会」とは、国民投票実行委員会の州あるいは管区小委員会を意味する。

v 「郡区小委員会」とは、国民投票実行委員会の郡区小委員会を意味する。

vi 「町区・村区小委員会」とは、国民投票実行委員会の地区あるいは村落地域小委員会を意味する。

vii 「国民」とは、発行法に基づくビルマ連邦の国民を意味する。

viii 「宗教階層員」とは、以下の場合を意味する。

(a) 仏教徒階層に属する仏教徒修道士、見習僧、平修道士および修道女の場合、(説明この用語は一定期間一時的に仏教徒階層に属する人々も含む)。

(b) 宗教の奉仕に身を捧げ、そのように当該教会により認められ手ほどきされた、あるいは当該教会により代表派遣された人々、あるいは主教の制御に自発的に委ねられた宗教規律に従って宗派あるいは組織に属している人々、キリスト教徒の場合。

(c) ヒンドゥー教徒、サンヤサーイー、マハントあるいはヒンドゥー修道士の場合。

ix 「国民投票地域」とは、国民投票実施のために委員会により画定された町区あるいは村区を意味する。

x 「有権者名簿」とは、国民投票地域において投票資格を有する者の名簿を意味する。

xi 「投票所組織」とは、国民投票地域の投票所での投票につき集約的に責任をとるため当該小委員会により任命された組織を意味する。

xii 「投票所役人」とは、当該小委員会により任命され投票所組織の指導者を意味する。

viii 「無効投票」とは、次のようなものを意味する。

(a) 規定された印のない投票用紙あるいは投票証明書。

(b) 投票所組織による検査後偽造と宣告された投票用紙あるいは投票証明書。

(c) 投票箱に入れられなかった投票用紙。

(d) 投票所組織により複用して投票箱に入れられたと判定された投票用紙。

(e) 規定以外のしるしを有する投票用紙あるいは投票証明書。

第II章 国民投票の実施

3. 国民投票の実施

(1) 国民投票はビルマ社会主義連邦の草案憲法の確定・公布のため実施される。

(2) 国民投票は委員会により規定された。期間内に完全に実施される。

4. 国民投票日、地域および有権者名簿の前もっての告示。

(1) 投票日は少なくとも30日前に委員会により告示される。

(2) 郡区小委員会、町区小委員会および村区小委員会は、少なくとも10日前に投票地域の投票所と有権者名簿を告示する。

第III章 委員会・小委員会の構成

5. 委員会・小委員会の構成。

(1) 革命評議会は、国民投票を実施するため適切な国民を委員とする国民投票開催委員会を構成する。

(2) 小節(1)に基づき構成された委員会は次の小委員会を設置する。

i 各州・管区にたいし15人の州・管区小委員会。

ii 各郡区にたいし15人の郡区小委員会。

iii 各町区・村区にたいし9～15人の小委員会。

第IV章 国民投票実行委員会・小委員会の権限・責任

6. 委員会の権限・責任は次のようなものである。

i 国民投票の実施。

ii 小委員会の設置・指導および監督。

iii 国民投票地域の画定と区画の告示。

iv 国民投票期間の確定。

v 国民投票のために統計編集の指導・監督。

vi 国民投票のための手引、しるし、投票用紙および投票証明書の規定。

vii 州・管区小委員会への投票用紙・投票証明書の発行。

viii ビルマ人で外国在住者の投票を可能たらしめるため外務省を通じて大使館あるいは領事館の長への投票証明書の発給。

ix 国民投票の結果の認定および適格投票全体にたいする支持票割合の告示。

x 国民投票のため必要なその他の処置をとること。

7. 州・管区小委員会の権限・責任は次のようなものである。

i 郡区小委員会の活動の指導、監督および協力。

ii 委員会からの投票用紙・投票証明書の徴発およびそれらの郡区小委員会への十分な発行。

8. 郡区小委員会の権限と責任は次のようなものである。

i 町区・村区における国民投票の指導・監督。

ii 場所、追加、修正および確定に従った国民投票のための有権者名簿の発行。

iii 州・管区小委員会からの投票用紙・投票証明書の徴集とそれらの町区・村区小委員会への配分。

iv 郡区で実施される国民投票日の告示。

v 町区・村区小委員会の報告に基づき有権者投票者、賛成投票あるいは反対投票した者の無効票の名簿編集および州・管区小委員会への写しの提出と委員会への報告。

vi 活動に関する一般状況の委員会への報告、州・管区小委員会への写しの提出。

vii 国民投票に関するその他の処置をとること。

9. 町区・村区小委員会の権限責任は次のようなものである。

i 有権者名簿の準備と郡区小委員会に承認を委ねることおよび当該町区・村区での告示。

ii 町区・村区の投票所の場所の告示、投票所役人のおよび投票所組織委員。

iii 投票所組織への十分な投票用紙の割当。

iv 町区・村区における国民投票実施のため責任をとること。

v 当該投票所の投票箱の開放および開票の監督。

vi 有権者、投票者の賛成あるいは反対した投票者、無効票の名簿の用備と郡区小委員会への報告。

vii 郡区小委員会への活動および一般状況の報告。

viii 国民投票に関するその他の処置をとること。

第V章 有権者名簿の作成

10. 投票資格者

(1) 1973年12月15日に18歳に達した国民は、国民投票

に対し投票する権利を有し、投票資格を有するすべての者は有権者名簿に記載される。

(2) 次のような者は、小節(1)の規定に該当するならば有権者名簿に記載される資格を有する。

i 大使館員、外交団員、領事館員および彼等とともに在住している家族。

ii 外国での任務のため政府により任命された者および彼等とともに在住している家族。

iii 外国で研究している学者および彼等とともに在住している家族。

iv 政府の認可で外国に在住しているその他の者。

v 大学、学科大学および学校の寄宿寮に在住する学生。(説明―「学校」とは、寄宿する学生のため寄宿寮をもつ政府により、開設された、あるいは政府により認可されたそれを意味する。これには、商業学校、中央軍務訓練学校、国民により開設された学校、計画党により開設された中央政治科学研究所およびその関連訓練学校、社会福祉訓練学校・施設が該当する。)

vi 病院の患者および病院に従事している労働者。

vii 基地から離れた場所で計画を実施するよう政府組織により一時的に指定された労働者、すなわち地理調査や石油開発に従事した労働者、建設労働者および森林労働者。

viii 裁判中の囚人および既決囚人。

(3) 次のような者は有権者名簿に記載されない。

i 宗教階層員。

ii 精神異常と裁判法により宣告された者。

11. 有権者名簿の編集

(1) 国民投票のための有権者名簿は、町区・村区にたいする町区・村区小委員会により編集される。

(2) 有権者名簿の編集においては町区・村区小委員会は、各町区・村区に在住し第10節(1)に基づく投票資格を有するすべての者が記載される。

(3) 有権者名簿の編集においては、第10節(2)に含まれた個人の名前は各町区・村区に在住する者の名簿には記載されない。名前が名簿に含まれる場合はそれらは削除される必要がある。

(4) 個人にたいする有権者名簿の編集は第10節(2)に該当する次の者によってなされる。

i 当該大使館あるいは領事館の長と外国に在住し投票資格を有する者および彼等とともに在住する家族の場合は委員会による。

ii 大学の寄宿寮に在住する学生の場合は学長と委員会、単科大学の寄宿寮に在住する学生の場合は校長と委員会、学校の寄宿寮に在住する学生の場合は校長と委員会、社会福祉訓練学校の場合は学校長と委員会さらに社

会福祉施設の場合は長官と委員会による。

iii 患者および病院に従事している労働者にたいしては当該院長と委員会による。

iv 基地から離れた場所で計画を実施するよう一時的に指定された労働者の場合は部局長と委員会による。

v 裁判中の囚人および既決囚人にたいしては刑務所長と委員会、yebet (既決労働者) の場合は担当役人と委員会裁判のため警察に留置された囚人の場合は警察長官と委員会による。

このような委員会は適当数の委員により設置される。

(5) 陸軍、海軍および空軍兵員と第10節(1)に基づく投票資格を有する彼等の家族の有権者名簿の用意については次のような手続きが必要とされる。

i 町区小委員会および村区小委員会は、

(a) 各司令官の援助で、陸軍、海軍および空軍兵員と各町区・村区に基地を持つ軍区、管区、大隊および部隊の家族の名前を有権者名簿に記載する。

(b) 各司令官の援助で、陸軍、海軍および空軍兵員と部隊に在住する家族で、国民投票の時期に国民投票地域の外で任務を実施している者の名前を有権者名簿に記載する。

ii 当該町区・村区小委員会は、陸軍、海軍および空軍兵員と部隊の外で彼等と在住している家族の名前を国民投票地域の有権者名簿に記載する。

12. 検査、告示、修正、追加および選挙の記録。

(1) 町区・村区小委員会は、有権者名簿の検査、告示、修正および追加する任務を実施する。しかし、有権者名簿の修正および追加に関しては、各郡区小委員会の承認を必要とする。

(2) 第11節(4)に基づき設置された委員会は、町区・村区小委員会と同様有権者名簿の検査、告示、修正、追加および承認の義務を履行する。有権者名簿に関して疑問・問題が生じた場合は、第11節(4)(1) i に基づき設置されたチーム以外のすべてのチームは、各郡区小委員会の承認を求める。各郡区小委員会の決定は最終的なものとする。

第VI章 選挙権

13. 投票資格者

(1) 国民投票のための有権者名簿に含まれるすべての者は、国民投票に対し投票する資格を有する。

(2) 投票資格者は、有権者名簿に含まれる。国民投票地域の投票所においてのみ投票しうる。

14. 投票所の規定―投票所は出来る限り投票機能を間断することなく都合よく投票できる場所に規定・設定される。

15. 投票箱の規定—あらゆる投票所に賛成投票および反対投票のための投票箱が、色としるしで区別しうよう配置される。

16. 1 回限りの投票権—投票資格者は国民投票において1 回限り投票しうる。

17. 投票用紙による投票—資格者は、投票所担当役人あるいは彼によって認可された者から投票用紙を得る。そして投票所において彼は「賛成」投票箱か「反対」投票箱に投票用紙を入れる。

18. 投票証明書による投票—外国にいるあるいは国民投票の時期に自己の国民投票地域から旅行に出ている投票資格者は、投票証明書により投票する。

19. 第10節(2)および第11節(5) i, (b) に該当する者による投票—第10節(2)に該当する者および第11節(5)に該当する陸軍、海軍および空軍兵員とその家族にたいしては、投票は当該により規定された規則による。

第 VII 章 投票の延期・無効

20. 投票の延期

(1) 自然災害、治安状況の悪化あるいはその他の危険により投票実施が不可能になる場合、各郡区小委員会、第6節に規定された期間内に少なくとも直ちに投票所における投票を適当な日に延期しうる。さらに適当と思われる場所に投票所を移しうる。この場合直ちに州・管区小委員会に通告する。

(2) 小節(1)に示された理由のため投票資格者が規定された投票日に投票所で投票できない場合、投票所組織は投票の延期を宣告する。この宣告が投票中になされた場合、投票所組織は5人の投票資格者の立会いで投票箱を密閉し、直ちに各町区・村区小委員会に通告する。小委員会は裏書を添え各郡区小委員会に報告する。

(3) 投票が延期される投票でまだ投票しなければならぬ投票資格者にたいしては、町区・村区小委員会は第6節に規定された期間内に投票すべき場所と時間を規定する。

(4) 延期後新たに投票が実施されるときは新たな投票箱が使用される。

21. 投票の無効

(1) 何らかの理由により投票の無効を必要とされる状況の場合、町区・村区小委員会は当該国民投票地域における全投票所数の半分以上を無効にしうる。半分以上の無効を必要とされる状況の場合、町区・村区小委員会は勧告を添えて各郡区小委員会に事態を報告する。

(2) 郡区小委員会は、小節(1)に基づき町区・村区小委員会により事態が報告されたとき決定を下す。この決定は最終的なものである。郡区小委員会はこのような無効

を決定する場合、州・管区小委員会にたいする写しを添えて委員会に報告する。

(3) 国民投票において何らかの理由で投票の無効という状況の場合、郡区小委員会は当該郡区における全国国民投票地域数の半分以上において投票を無効にしうる。半分以上において無効を宣告する状況の場合、郡区小委員会は勧告を添えて州・管区小委員会に事態を報告する。

(4) 州・管区小委員会は、小節に基づき郡区小委員会により事態が報告されたとき決定を下す。この決定は最終的なものである。州・管区小委員会は、このような無効を決定する場合委員会に報告する。

第 VIII 章 票の算定

22. 票の算定

(1) 投票所の閉鎖と同時に投票所組織は、10人以内の投票資格者の立会いで投票箱を検査する。検査後投票箱は開かれ、「賛成」票、「反対票」および無効票に区別され計数される。

(2) 第20節(3)に基づき規定された日に残存投票者による投票のための投票所が閉鎖された場合のみ、当該投票所の票は第20節(2)における密閉された投票箱の票とともに計数される。

(3) 第20節(3)に基づき延期された日に投票が不可能な場合、第20節(2)における密閉された投票箱の票のみが計数される。

(4) 票の算定の実施に関しては、投票所組織が、投票資格者名簿、投票した投票資格者名簿、「賛成」投票数、「反対」投票数、無効票数、投票用紙数および受理した投票証明書数を用意し、町区・村区小委員会に提出する。

(5) 町区・村区小委員会は、小節(4)に基づき提出されたリストを収集し、それに基づき投票所レベルのリストと報告を用意し、各郡区小委員会に提出する。

(6) 郡区小委員会は、次のようなリストを用意し、州・管区小委員会への写しを添え委員会に報告する。

i 小節(5)に基づき町区・村区小委員会により提出されたリストから作成された町区・村区レベルのリスト。

ii 第11節(4) ii, iii, iv および v に基づき設置された組織により提出された投票箱の票の計数後作成されたリストおよび町区・村区小委員会により提出された投票証明書。

(7) 委員会は、第11節(4) i に基づき設置された組織により提出された投票証明書を「賛成」票、「反対票」および無効票に区別し計数する。

第 IX 章 結果の宣告

23. 投票結果の宣告—委員会は、郡区小委員会により提出された投票結果のリストおよび国民投票の終りに等22節(7)に基づく投票証明書の数後作成された投票結果のリストにより総合リストを作成し、投票資格総数、「賛成」投票者総数および両者のパーセントにより比率を發表し全体の結果を宣告する。

第 X 章 禁止・罰則

24. 禁止—如何なる者も国民投票に関連して次のようなことを犯しえない。

- i 2 回以上の投票
- ii 投票用紙、投票証明書の破壊
- iii 許可なく投票箱を破壊することまたは開くことあるいは他の手段により妨害すること。
- iv 投票所の破壊
- v 国民投票開催の破壊のための投票所、公的・私的場所における投票の妨害、講演の開催、パンフの配布、拡声器による教唆、ポスターの使用。

25. 罰則—第24節に示めされた禁止を犯す、あるいは禁止の違反を煽動する者は、1年以内の禁固か1,000チャット以下の罰金あるいは両方を宣告される。

第 XI 章 財政・役員援助

—略—

第 XII 章 総 則

28. 投票資格決定権—郡区小委員会は、投票資格、市民権あるいはその他の事柄に関し係争・問題が生ずれば最終決定を下す権利を有する。ただし、この資格決定は当該者の市民権におよぶものではない。

29. 投票箱の不正変更の徴候—公正を妨げる投票箱の

不正変更の徴候および秘密投票は投票所組織により直ちに地区・村落地域小委員会に報告され決定が下される。地区・村落地域小委員会の決定が最終的なものである。

30. 委員会・小委員会の会合。

- (1) 委員会・小委員会は必要に応じて会合を開く。
- (2) 会合の定足数は半数以上である。
- (3) 問題が票決される場合は多数決に基づく。

31. 委員会・小委員会の期限—委員会・小委員会の期限は、国民投票の結果が宣告され、革命評議会に報告が提出された日に終了する。

32. 委員会・小委員会委員の補充

- (1) 何らかの理由で委員会委員の欠員が生じれば、革命評議会が充足する。
- (2) 何らかの理由で小委員会委員の欠員が生じれば、次によって充足される。
 - i 州・管区小委員会の欠員であれば委員会による。
 - ii 郡区小委員の欠員であれば州・管区小委員会による。
 - iii 町区・村区小委員会の欠員であれば郡区小委員会による。

(3) 委員会・小委員会委員の欠員は、当該委員会・小委員会の活動を無効にしない。

33. 規則制定権—革命評議会は当該法の諸規定を円滑に実施するため規則を定める権限を有する。

34. 特別規定—当該法の規定あるいは当該法に規定された規則に従って円滑に国民投票を実行するため、委員会は当該法の規定あるいは当該法に規定された規則に抵触しない適切な命令・指令を發布する権限を有する。

ネ・ウィン

革命評議会議長

ラングーン 1973年8月14日付